

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

第12回総合規制改革会議 議事概要

1. 日時：平成13年11月5日（月）17：00～19：40

2. 場所：合同庁舎4号館共用第1特別会議室

3. 出席者：

（委員）宮内義彦議長、生田正治、奥谷禮子、佐々木かをり、鈴木良男、清家篤、
高原慶一郎、八田達夫、村山利栄、森稔、八代尚宏、米澤明憲の各委員

（政府）渡辺大臣政務官

（事務局）[内閣府] 坂政策統括官、岡本審議官、梅村審議官、竹内審議官、磯部
審議官、吉原事務室長、長屋事務室次長

4. 議事次第

1、重点6分野の検討状況について

2、意見のとりまとめ方針について

3、その他

5. 議事

○宮内議長 それでは、定刻でございますので、ただいまから「第12回総合規制改革会議」を始めさせていただきます。本日は、皆様方お忙しいところをおいでいただきまして、ありがとうございます。

本日は渡辺大臣政務官にも御出席をいただいております。なお、委員の中では飯田議長代理、神田、河野両委員は御欠席でございます。

本日は、議題といたしまして2つございます。まず、前半は重点6分野の検討状況につきまして、各主査からの御説明と、これに対します意見交換を行いまして、後半につきましては、前回の会議で次回に時間を取るということを申し上げましたけれども、意見のとりまとめ方針につきまして、皆様方に御自由に御議論をしていただくということでございます。

まず前半、できましたら1時間ぐらいでと思っておりますが、6分野の検討状況につきまして御説明をいただきますが、御説明時間は大体各主査5分ぐらいでおまとめいただくということをお願いしたいと思います。

それでは、医療分野からまいりたいと思います。鈴木主査からお願いを申し上げますが、医療分野につきましては、お手元の検討状況の資料のほか、現時点での素案というものも準備されておりますので、これを今お配りいただきまして、それに基づいてお話しをいた

だきたいと思います。

○鈴木委員 それでは、私から医療分野について説明をさせていただきたいと思います。この小さい1枚の紙に書いてありますけれども、基本的なスタンスとしては、医療の質の最大限効率化、患者本位ということ、つまり患者が自分で選択ができるような、それがより尊重される環境を整備したということで、そして満足度の高い医療サービスをできるだけ低いコストで提供できる体制を整備するということを主眼として原案を考えております。

具体的な施策につきましては、医療、医療機関に対する徹底的な情報公開、こういう世界における基本的な問題というのは、情報の徹底的な開示ということを中心としてやっていくというのが基本的な手法になろうかというので、それをあらゆる面においてやっております。

そういうこととともに、今の医療というのの相手に対して極めて適する内容を持っておることなのに、なぜか知らねど紙でやっておることでありまして、この非効率というのは、単に紙を扱うことの非効率だけではなくて、いろいろなデータベースというものを蓄積して、医療の標準化というような方向に向かっていくというのに対しても、大きな支障になっておるわけでありまして、ですからIT化というのを徹底的に推進していく。

レセプトの電子化、これはオンライン化ということを目指しておりますけれども、それとかレセプトとカルテの関係というような問題、つまりカルテをベースとしてレセプトというものになり、そしてそれが請求されていくということは容易にできる話ですけれども、そういうようなことをやりますと、医療事務というのは効率化されるだけではなくて、要するに、医療的ないろいろなデータベースというものが整備されて、しかも医療の質の標準化につながって、そして更に支払いにまでつながっていくという要素を持っておるわけでありまして、その点を促進していきたいというのが一番の主眼であります。

それと同時に、こういう医療の世界というものの中にも、できる限りの競争原理というものは入れていきたいということで、競争のない世界というのはたくさんありますから、そういう意味合いで医療機関に対していい緊張関係というものを持たせる意味で、保険者本来、自分で審査して、自分で支払うという建前になっておるわけですから、その建前を徹底して直接審査に切り替えていくということ、これが与える医療から患者のための医療になるゆえんではないかという視点に立っております。そういう意味合いで、医療の標準化と質の向上はEBMだとか、医療の標準化という問題があるわけでございます。

そして、出来高払いのシステムというのはいま既に破綻しておるわけでありまして、

それと同時にこれは悪平等をむしろ助長するだけの話でありますから、何らかの形で、低額払的なものによって、医療の質というものをお医者さんが高めてやっていく、そして能力の高い人が報いられるという仕組みにしていかなければならないと、それが全体の診療報酬をこの結果として医療費を削減する道につながるわけでございますから、そういうような形に持っていきたい。それにつけても、いわゆる医療の標準化、EBMの確立というようなことが前提になろうかと思っております。

更に、もう一つの問題としては、医療分野における経営のやり方について、従来型の医療法人という形だけで、一つの、悪い言葉で言いますと、ギルド的な世界をつくってやっておることだけではだめだということから、要するに、もっと幅広い人の参入ができるというようなこと、更に現実的には資金調達、経営のやり方に対しても、もう少し近代的なやり方というものを取り入れる必要があるのではないかということを経営に置いて、経営形態に関する規制の見直し、端的に言いますと株式会社等が医療法人に全部なれと何も言っておるのではない、株式会社でやっていきたい、直接資本の調達をしたい人にその道を開いてなぜ悪いのだというような問題というものをポイントとしてやっていきたいというふうに思っております。

検討状況でございますけれども、中間とりまとめ以降、大変精力的に有識者、団体のヒアリングを行って、もう聞くところはないというほど全部聞き終わっております、現在最終案のとりまとめをしております、お手元に医療とりまとめ（案）というのがありますが、これももうほぼ我々の段階では最終に極めて近いというのか、最終のものであると理解しております。

この我々の考え方の中は、こういう項目は既に中間とりまとめの中で言いましたけれども、中間とりまとめの中で言っておるだけの、例えば、EBMを発展させなければならないとか、あるいはレセプトというものは電子化しなければならないということを原則とする言っておっても、それは1つの項目を立てただけに過ぎないわけであって、どうやってそれを進めていくのかという具体論を書かないと、EBM一つを取ってみたって、幾つかのEBMは研究されておって、どれを取るんだと、勿論こういうふうなものは一つの標準ですから、ですから、そういう標準のものが、幾つかの標準があるのでは困るわけですね、そういうことになると具体論を書かないといけないわけですね。

カルテのオンライン化、電子化についても、これはみんな賛成だと言うけれども、例えば電子化を進めろと言ったら、厚生省が医療機関に対して、オンラインでやりましょうねというパンフレットを配るのも促進でありますし、それではある時期を定めて、オンライ

ンでやらない人たちに対してどういう取り扱いをするのかということも重要な問題になってきて、そこまでいかないと意味をなさないわけです。ですから、そういうような具体論というのを事細かに入って、提言をしてあるわけでございます。

そして、前日も宮内議長に申し上げましたけれども、現在同時並行的に厚生労働省試案が9月25日に出たわけですが、政府与党の社会保障改革協議会というところで、このワーキングチームで、11月の下旬を目途として、現在の被保険者の負担のアップというような問題を含めて、その前提としても医療分野の改革が必要であるということがワンセットとして議論されておるわけでありまして、そういうことを見ますと、12月に入ってからそういうところで、結論が出た後に我々が議論をしても余り意味がない話なので、ですから、我々の方はそういうことも意識いたしまして、少しスピードアップをいたしまして本日このところにとりまとめ（案）というのを提案させていただいたわけでございます。

これの取り扱いなんですけれども、要するに、どういう形でこれから政府与党の会議が進むかは、まだいろいろな要素があるかというふうに思いますけれども、最もいいタイミングにおいて、最も適切な提言ということをしていただいて、そして大いに我々の考え方というものを聞いていただくということを是非する必要があるというふうに思っておりますので、本日、議長に対してお願いしたいのは、そのような形で、形式については、例えば総合規制改革会議の正式な提言とするか、あるいは一つの試案という形で出していくのか、これはそのときそのときの状況によるかと思っておりますけれども、一応まとまった、12月に出すであろうと予定されておるものと同じ扱いでこれを出していくということについて、議長に御配慮いただければというふう思っております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、まず御意見、御質問等ございましたら。八代さん、どうぞ。

○八代委員 ということは、今、鈴木主査の方から配っていただきましたこの最終とりまとめ（案）医療分野ですけれども、それが一つのひな形になると考えてよろしいわけですね。例えば、私が福祉について書く場合に、そういう御理解でいかどうかを教えてくださいたいと思います。

○宮内議長 そういうふうに御理解いただいていると思います。今、鈴木さんがおっしゃいましたように、医療制度改革の政府与党との動きと絡まっておりますので、これだけ取り扱いを独立して、また鈴木さんと御相談しながら、政治情勢を見まして、出す必要は

あると、そのときにはお任せいただくということも今日皆様の御了解をいただきたいということを含めて、ひょっとしたらこの部分だけ独立して出るということがあり得るというふうにお考えいただいて、それでいいわけですね。

○鈴木委員 はい。

○宮内議長 それでは、この医療のペーパーにつきまして、そういう性質のものでございますので、今、出ますと極めてまずいということになりますので、ごらんいただきまして後で回収させていただくと、それから今後の扱いにつきましては、情勢を判断して単独でこのまま、あるいは若干の修正等も加えて出さないといけないという場合もございますので、その辺の判断はお任せいただきたいということでひとつ御了解いただければと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宮内議長 それでは、次に福祉でございます。福祉分野につきましては、八代主査からお願いいたします。

○八代委員 私の方でも、医療ほどきちっとしておりませんが、今、最終とりまとめ(案)を準備している最中でございます。今日の資料の趣旨がちょっと誤解しておりまして、その要約的なものというつもりで、文章でだらだら書いておりますが、これはこのまま、例えば記者発表していただいても、第三者が読んでわかりやすいようにということで書いているわけでありまして、したがって、委員の方々には言わずもがなの話も含まれておりますけれども、その点御容赦いただきたいと思っております。

問題意識というのは、これは中間とりまとめで書いたのと同じでありまして、とにかくニーズが高まっているけれども、供給がそれに対して対応していない。そのためには、もっと競争が必要であるし、そのためには民間の参入ができるだけ必要であると。競争を通じて、質の高いサービスを供給するということが福祉でも介護でも保育でも必要とされている、そういう趣旨であります。

事務局から依頼されました検討状況という意味をちょっと誤解しておりまして、どういう形で検討したかというのではなくて、中身というふうに、論点と同じようなものというふうに理解しておりましたが、先ほど鈴木主査がおっしゃったような形での検討状況であれば、福祉の方でも関係団体、厚生労働省と何回かヒアリングをしております。特に、関係団体からのヒアリングの場合は、それぞれの業界で最も大きな、言わば代表的なグループだけではなくて、どっちかというマイナーなグループからのヒアリングをしております。それによって、メジャーとマイナーのグループの意見の違いというのが極めて貴重で

ありまして、そういう点に規制の本質があるのかなということを理解した次第であります。主要なポイントとしては、多様な経営主体間での公的助成についての格差是正、これは介護報酬等ではかなり格差は是正されているんですが、争点となっておりますのが、資本整備費に対する公的助成であるわけで、これはいろいろ憲法89条の規定等からそのままの形で企業への補助はできないという強い厚生労働省の主張がございます。

したがって、それ自体も実は問題なんですけど、仮にそれを認めたとした場合でも、どういう形を取れば実質的な資本コストのイコールフットィングができるかということで、受益者負担による分、PFIを通じる分、それからこの点は厚生省と意見の一致が見られないんですが、介護報酬等から診療報酬と同じような形での資本費用の調達、というような形から利用者負担の均衡化策を検討しております。

保育行政については、今の保育行政というのは、とにかく規制と補助がセットになっておりまして、これだけの基準を満たせば大幅な助成を行うということができると。しかし、逆に言うとその基準を一步でも満たさなければ全く補助は出さないという、オール・オア・ナッシングの世界でありまして、その基準を満たさない保育所に行っている子どもたちは切り捨てられている状況にあるわけで、これをいかに対処するかという、一種の保育行政のダブルスタンダード問題をどう解決するかというのが、もう最大のポイントであるという観点から考えております。

社会福祉法人の改革というのは、この介護と保育に共通する点でありますけれども、現在社会福祉法人というのは、措置制度の下で必要とされた制度なんですけど、それが対等な契約をベースにする福祉の改革の中で、いろいろ矛盾が起ってきている。その一つが、介護保険というものができたことによって、福祉分野への企業参入が在宅面で実現したわけなんですけど、こうすると、逆に社会福祉法人の方がイコールフットィングの面で不利な面が起こっていくことが幾つかあるわけでありまして。そういう意味で、社会福祉法人の団体の方からも企業と自由に競争するためには、今の規制をもっと緩めてもらいたい。あるいは、公費を前提にして運営されるような、いわゆる旧来型の社会福祉法人と、介護報酬をベースに運営されるような、新しい型の社会福祉法人との間で、言わば規制の多様化と言いますか、より自由な規制を求めるといような意見もございます。そういうような形で、社会福祉法人の改革というものをどういうふうに詰めていくかという視点から書いております。

その他については、今回は取り上げておりません。これまでの中間とりまとめでは対応しておりませんが、かつての規制改革委員会時代に取り上げた問題、その他を書いており

ます。介護職の業務範囲の見直し、保育士の国家資格。それから、これはまだワーキンググループでも十分議論しておりませんが、特別養護老人ホームが個室化するということの動きがあるわけでありますが、そうであれば類似の介護施設である老人保健施設とか療養型病床群、これは病院に近いようなものでありますが、そちらの居住条件というのは、実は特養よりはるかに悪いわけで、こちらの改善も必要ではないか。また、医療保険と介護保険が重複して適用されているサービスがかなりあるわけなんですけど、その範囲を整理する必要がある。これは、医療ワーキンググループと必要があれば擦り合わせる必要があると思いますが、まさに医療保険と介護保険のボーダラインにあるものが実はかなり問題がある。そういう点についても、できる範囲のことについて指摘したいと思っております。以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に人材分野に入ります。清家主査から御説明をお願いいたします。

○清家委員 人材ワーキンググループの検討状況について御報告いたします。

まず、私どものワーキンググループの検討の範囲ですけれども、大きく分けると3つぐらいの範囲があるわけでありまして。

1つは、労働市場の機能を強化するための規制改革ということでありまして。特に、昨今のような失業率の上昇を受けて、労働市場を通じた雇用保証というものの必要性が、ますます高まってきているわけでありまして、この労働市場機能を強化ということが、実は市場を通じた雇用保証という観点からも重要になっております。

具体的には、職業能力開発プログラムの在り方の見直し、職業紹介規制に関する見直し、これは特に民間の職業紹介ビジネスについての規制の見直し、それから中高年の失業者にとって、募集・採用の年齢制限というのが円滑な再就職を妨げているということがはっきりしておりますので、募集・採用における、特に年齢制限、これは勿論既に性異なる制限等は法律で禁止されているわけでありましてけれども、年齢を中心とした制限の緩和ないしは差別の撤廃という観点からの規制の見直しであります。

2つ目は、雇用や就労形態の選択をよりしやすくするための規制緩和、あるいは規制改革という観点でありまして、特にここでは労働者派遣事業に関わる規制の見直し、要するに、もう派遣労働者を雇いやすくする、あるいは派遣労働者という形で働きやすくするための規制の見直しということと、有期の労働契約、つまり有期で人を雇う、あるいは有期で雇われる形の選択がもう少ししやすくなるような規制の見直しというのをやっているわ

けであります。

3つ目は、従来の、例えば労働基準法が念頭に置いていたような、製造業の生産現場で働く労働者だけではなくて、例えばホワイトカラーの労働者、あるいはより高度なプロフェッショナルと言われるような人たちの増加に伴って、そういった従来の法体系が念頭に置いていなかったような、新しい労働者が出現したことに対応した労働法制、あるいは規制の在り方の見直しというポイントであります。これは、非常に大きな問題を含むわけですが、例えば労働基準法等の在り方の見直しであるとか、社会保険制度の適用の在り方の見直しであるとか、あるいはもう一つ、これは必ずしも労働者の範疇には入らないのかもしれませんが、自営業で働くあるいは独立自営で起業するといったような、雇用労働以外の働き方に関する、これを雇用政策と言っていいかわかりませんが、政策対応、あるいは規制の在り方の見直しといった視点があるわけであります。

こういった検討範囲の中で、既にこの中間とりまとめの中では、職業紹介の規制の見直しについては、休職者からの手数料を取れるようにしてほしいということについて、平成13年度中に成案を得ていただきたい。あるいは求人側からも手数料は取ることは許されているわけですが、それについております上限等を撤廃するという、これも平成13年度中に決めていただきたいというふうに、厚生労働省の方には中間とりまとめの中で、既にお願しているところであります。

また、派遣労働者に関する規制の見直しについてですが、これも派遣労働者として派遣できる労働者の範囲の拡大及び派遣できる期間の、1年から3年への延長といったようなことを、法律では3年後に見直すということになっていたわけですが、この見直しを前倒してほしいということをお願いしております。また、その中に含まれております紹介予定派遣に関する項目については、これを直ちに見直しに着手してほしいということ。それから、この派遣労働に関する法改正を必要としない部分の規制については、これは13年度ではなくて13年度中に見直しを図ってほしいというようなことを盛り込んでいるところであります。

有期労働契約に関する規制についても、有期労働として雇うことができる期間を3年から5年に延長するという点について、これも3年後の見直し規定というようなものが現在の法律にあるわけですが、それにとらわれずに直ちに調査検討には着手してほしいということと、労働者の範囲等についても大臣告示等については、13年度中に見直しを行ってほしいというようなことを盛り込んでいるところであります。

現在の検討状況でありますけれども、今、申しましたような中間とりまとめで詰めた内

容以降のところに出てきました各種団体からの要望をもう一度確認いたしまして、それについて厚生労働省に検討を要請したということ。

もう一つは、3か年計画あるいは中間とりまとめ、工程表等について記載された内容の進捗状況、特に、中間とりまとめを受けて工程表が作成されているわけですが、その現在の進捗状況を厚生労働省よりヒアリングしております。

1. で申しました検討範囲の内容について、専門委員に依頼しまして、より専門的な調査の検討のレポートの作成を現在お願いしているところであります。今後、その専門委員からの調査検討の結果を受けて、更にワーキンググループとして最終的な報告案についての議論を詰めていきたいというふうに考えているところであります。

今後の進め方でございますが、私どものワーキンググループでは、先ほど触れたような点については、中間とりまとめでかなり内容を詰めておりますので、ここで詰めました内容を基本に、更に3か年計画、あるいは工程表に記載されて、この中間とりまとめの中では必ずしも十分に触れられていない項目も含めて、規制の緩和が着実に進展するように、厚生労働省と折衝するとともに各種団体等からの要望の中で実現できるものも含めて、最終意見を作成したいというふうに考えております。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。御質問、御意見ございますでしょうか。どうぞ。

○八田委員 1つだけありますのは、この「募集・採用における制限の緩和・差別撤廃」ということに関してなんですが、公務員の、特に初級・中級のレベルでの年齢制限の撤廃ということが、これから必要になってくるのではないかと思うんです。特に、奥さんたちが子育てを終わって、非常に有能な英語力とかそういうことがある方たちが勤めたいというときに、今の年齢制限が障害になっている。それを制度として変えるということについては、御検討してらっしゃるのでしょうか。

○清家委員 この点については、勿論検討しておりますが、また中間とりまとめの素案の素案ぐらいのところには、そういったようなことも書き込んでおりましたが、これについては総務省人事局及び人事院の方からの意見で、とりあえず今回の中間とりまとめの中には入れておりませんが、なお検討すべき課題だろうと思います。

なお、そのときに、今、私正確に記憶しておりませんが、中途採用ではない、初級・中級職もいわゆる通常の採用については、一般企業と同様新卒者を採用して、組織の中で事業を育成していく云々というあれがあったかと思えます。ただ、それについても民間企業において、それは事情が相当変わってきているところでもありますから、公務員がで

きるだけそういう点を率先してやるべきだというのは、我々も同じような考えを持っております。

ちなみに、もう一つ、この社会保険制度等のところについても、例えば、配偶者手当などの制度については、民間部門においては見直しが進められつつあるが、公務員についても今後男女共同参画の観点から同様に見直すべきであるというようなどころまでは書き込んでありますが、これも人事院あるいは総務省人事局の方からは、公務員の労使の決定マターであるので、ちょっとここまで書き込んでもらっては困るというような限定意見が付いてきておりますので、今後ちょっと検討していきたいというふうには思っております。ただ、私は個人的には、こういうようなものについては、むしろ公務員が民間に準拠するのではなくて、八田委員が言われるように公務員部門から率先して変えていくべきではないかというふうには思っております。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、次に教育分野に入ります。米澤主査からお願いいたします。

○米澤委員 教育分野のワーキンググループの検討状況を報告させていただきます。

我々の分野でカバーしておりますのは、いわゆる大学関係の高等教育と、それより下の初等中等教育関係でございます。我々の基本的なスタンスとしましては、高等教育、大学教育に関しましては、競争的な環境をいかに整備していくかということと、社会に対するサービスというのをいかに向上させていくかという点でございます。

後でちょっと触れさせていただきますけれども、高等教育に関する公的補助の問題というのもイシューとしては扱っております。

初等中等教育については、基本的に現在の公立小中学校システムの画一化、長年の伝統でありますけれども、その画一化に対していかに多様性を導入するか、多様性を導入することによって、ある意味で競争でもありますし、より新しいアイデアを公務員の中に育てていくかというのが基本的な課題でございます。

今までところ、大変何度もWGを開きまして、9月から何と10回も開いた、基本的に検討しておりますテーマは、まず9月の下旬にありました改革工程表の中に既に載せていただいたものは、基本的にそのままに、一応終わったということにいたしまして、それ以後検討いたしましたテーマがここにありますように、大きく分けて1～6までの6つにわたります。最初の3つは、申しましたように高等教育関係でございまして、残りの3つは初等中等教育関係、初等中等教育と言いますと、高校の部分は余り扱っているような扱っていないようなところがありますけれども、基本的に義務教育の部分だと考えていただきました

いと思います。

この検討テーマの順番なんですけれども、確かに今、素案の作成中でございますけれども、この順番についてはこんな形に、どういう順番に持っていくかというのは、皆様と御相談と言いますか、社会的なインパクトと言いますか、そういうことを勘案して、高等教育関係を先に持っていくか、初等中等教育関係を持っていくか、まだこちらが議論の腰を定めてないところでございます。

高等教育関係、1～3でございますけれども、まず先ほど申し上げましたように、高等教育関係についてはいかに自由な競争的な環境をつくるか、第1番目に扱っておりますのは、個々の大学というものが自由にたくさん、ある意味で設置、その中の改編、それをいかに自由にしていくか、それを弾力化していくかという、障壁を減らすかということでございますけれども、いわゆる文科省にあります大学審議会等の設置指針というものが非常に大きな障壁になっているということは、いろんな部分で指摘されているわけでございますけれども、我々の提案あるいはこれをもって交渉しようと思っっているんですけれども、基本的に新しい大学の設置・認可というのは、幾つかのいわゆる準則主義化ということですが、ルールがはっきりした形でこういうことを満たされれば認可されるという形に持っていこうとしております。細かいことになりましたけれども、そこにア～ウに関して内容が書いてあります。

2つ目は、こうやって比較的大学を緩く設置することを可能にするということによって生ずるある種の危険性があるわけで、それは大学の教育の質の低下を招きかねない。それに対して、1-2にありますように第三者による継続的な大学で行われている授業その他の、サービスの質を保証するためのアクリルテーションという制度を導入していこう。それから、大学が割と楽につくれるということになりますと、場合によってその大学がつぶれるという言い方はどうか分かりませんが、不安定な御指摘になるということがありまして、学生に対して不適切な環境を提供することになることに対して、ある種の学生に対するセーフティネットを用意するというところでございます。

2番目は高等教育機関、大学を使っていかに社会人あるいは既に大学に入ってる学生も含めてキャリアアップを充実するか、そういうことをいかに制度化していくかということで、第1番目にはダブルメジャーという学部での、例えば工学と経済学、両方の資格を取った修士を、例えば5年間で出すとか、あるいは4年生で卒業されて社会に出られている方が、例えばもう一年経済学なら経済学を勉強して、経済学の学士号も取らせられるような、そういうことを実現しようということでございます。現在ですと、学士入学という形

で、もう2年間やらないと別な学士号は取れないわけです。

そのほか、現在働いてらっしゃる方のパートタイム学生という、少し単位を何年間にわたって積み重ねていくことによって学士号が取れる、そういう制度を導入してはどうか。それから、そうやって働きながら勉強していこうという方々にとっての、ある種の、これは税制に関係するかしれませんが、教育の控除というのもやってみたいと。

ちょっと長くなりましたので、少し省かせていただきますけれども、3番目の高等教育に対する公的支援の在り方についてですけれども、これは大きな論点としては2つありまして、現在、国立大学の教官は、ある意味で黙っていても研究資金をある程度くれるというシステムがあります。それは教官積算の校費、これを廃止してはどうかということです。それで、自分の研究は競争的に研究資金を取ってくることによってかなうということにより規定させるということです。

3-2、3-3は、公務員制、教官の評価、いわゆる国立大学法人の非公務員型の選択というものを促すという形でございます。

一方、学生に対するものとしては、奨学金をいかに充実させるか、その学習をするための支援でございます。この辺、奨学金の充実の原資については、場合によっては国立大学、これはちょっと個人的な意見で、ワーキンググループ全体を反映したものではございませんけれども、ある意味で国立大学の授業料値上げということもある程度視野に入れるということを考慮しております。

3、4、5は、小中学校のことでございますけれども、4番目が特に大きいことですが、先ほどの多様化ということございまして、新しいタイプの公立小中学校を創設するということでございます。具体的には、コミュニティースクールという名前と呼ばれておりますけれども、いわゆる自治体の教育委員会あるいは市町村教育委員会の縛りの中で、今まで行われてきた公立小中学校の教育というものを、ある意味で開放する部分をつくるということで、校長が非常に強い権限を持った、父兄あるいは地域の代表者によって運営されるコミュニティースクールというものをつくるための法制度の整備、ということを進めていこうということになります。

一応、文科省の方は今年度やるということの中に、現行法下でのコミュニティースクールのモデル、これは「モデル校」と我々と呼んでいますけれども、それを実施することになっておりますけれども、我々としてはもう少し先に進めて制度化ということを促していきたいと思っております。

公立高校、公立小中学校がこういう形で新しいタイプのものができるということに対し

て、もう一つは私立の小中学校をいかに反映させていくかということがあるわけですが、現時点で私立の小中学校の設置基準というものが非常に明確になっておりませんが、それを明確化していき、かつその設置認可の要件というものを緩和していくことによって、私立の小中学校の参入を促進していくこととさせていただきます。

最後に、長くなって恐縮ですが、現在もう多分小中学校生を自分のお子さん、あるいはお孫さんに持ってらっしゃる方はおわかりかと思いますが、公立小中学校に行くときに、基本的にはその地域の教育委員会というものは、あなたのおさんはどこの学校に行くんですよという、ある種の指定に近いものが文書としてきます。これは、ある意味で父兄、あるいは子どもたちの自由な学校選択、公立学校の中での学校選択というものを阻んでいる大きな要因でありますので、この点をいかに学校選択を促進させるか。

そのほか、これも現行法下の問題ですが、学校運営の改革と学校の情報発信、これは現在の小中学校の中でも、校長さんがいかに教員の人事というものにしっかり携われるかという、そのためのある種のルールづくり、あるいは義務化というのを行いたいと思っております。

そのほか、教官、学校全体による情報発信を積極的にさせることによって、学校評価というものを、情報公開をすることによって皆さんその学校がどんなことをやっているかというのがわかるわけですから、それによって、ある意味では間接的な評価ではございますけれども、それを徹底させたいと思っております。

あと、これは内容でございますけれども、関係の私学の大学、小中学校の団体、あるいは教育委員会の方々の御意見、その他をこの2週間の間にヒアリングをしていく予定でございます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御意見、八代さん、どうぞ。

○八代委員 せっかく私学のヒアリングをされるということなので、特にこの（1-3）のセーフティーネット論があるんですけども、これから少子化等競争によって学校がつぶれる可能性がある、そのときに学生に対してセーフティーネットの整備が必要である。これはもっともなことなんですけども、それ以前に教員に対するセーフティーネットが全然できていない。例えば、これは昔から規制改革委員会のときに労働の方でやっていた問題ですが、大学の私学の教員というのは、雇用保険に入っていないんです。これは、雇用保険法違反でありまして、労働省は前から入れようとしているんですけども、文部科学省がお

金が掛かると言って反対しているという理不尽な話がありますので、是非この点について、セーフティーネットの問題と絡めて議論していただく方がいいのではないかと思います。勿論向こうの言い分もありまして、退職金を積み増ししているからいいんだという話もありますけれども、しかし今、雇用保険というのは随分よくなってきて、教育訓練給付とかいろいろあって、その恩恵は一切受けないわけで、何よりも自分たちは失業する心配がないから雇用保険に入らなくていいんだという、そういう利己的な態度が許されていいわけがないわけでありまして、そういう点も含めてできれば議論していただければと思います。

学部におけるダブルメジャーというのは、非常にアイデアだと思いますが、その前にやはり学科設置の自由化、できれば学部設置の自由化ということが進めば、自然とこういうこともできるわけで、これも規制改革委員会時代から課題でありましてが、学部・学科設置の自由化との絡みで教えていただければと思います。

○米澤委員 まず、後ろの方から2つ御指摘があったと思いますけれども、学科・学部の設置自由化ですけれども、それは当然我々のアジェンダに入っております、この(1-1)の「大学の設置認可の準則主義化」という中に、具体的なア、イ、ウというのは書きませんでしたけれども、学部の設置、あるいは設置後の変更・変換、これについて準則主義の中で書いてもらおうということになっております。ですから、設置という言葉であれしております。

私学の先生の雇用については、私、余り存じませんで、少し勉強させていただきたいと思えます。

○清家委員 ちなみに、今の私学の保険については、私どもの人材のワーキンググループの中間とりまとめの中に、現行法において当然加入すべき私立学校教員等の雇用保険への加入は、速やかに実施すべきであるというふうに書いてありますので、これは私どもとしても是非そのようにしなければいけないというふうに思っております。

○宮内議長 森田委員、どうぞ。

○森委員 5番目の「小中学校の設置基準の明確化と要件緩和による私立学校参入促進」とあるんですが、実際には小中学校の設置基準の要件の緩和の明確化なんですね、何か基準を明確化しさえすればいいのではなくて、基準がきつ過ぎるということ、緩和した上で明確にしると、この2つが必要なんで、この表現だと不十分だというふうに思います。この件に関して、実は非常に感じられる抵抗が強いんですが、今、学級崩壊を3分の1近い学校が起こっていて、ほとんど授業してないという学校があるというようなことが言わ

れているぐらいで、公立学校は非常に危機的な状況にある。私立学校では、余りそういうことは聞かれていないわけで、私立学校を大いにつくって競争的な状況をつくり出すことが大事だと、私はどちらかというと主張しているんですけども、何しろ小学校で1%に満たない、中学校でも数%に満たない数の私立学校しかない、これが続いている不思議さと言いますか、これを何とかしたいというふうに考えているんですが、なかなか進展が見られないという状況でございます。幾つかの点で、このレベルでちょっと足りない思っているんで、後ほど申し上げたいんですが、抵抗が厳しいからこの程度にしておくかというのではなくて、何とかしなければいかぬというふうに思っております。

○宮内議長　どうぞ。

○米澤委員　今の森委員の御指摘のありました、5の部分ですけれども、まず標題の部分は私のミスでございまして、これは基本的に設置の要件を緩和するということが主でございます。ですから、明確化というのは実際現時点で明確ではないということは事実でございまして、前年度から文科省は今年度末までにはその設置基準を明確化するということは約束しておりますけれども、我々自身の要求は要件の緩和でございます。

あとは、国際的な学校の設置とか、その辺はなかなか外交上の問題とかいろいろございまして、基本的に議論が煮詰まってないという部分はある意味御指摘のとおりだと思うんですが、その基本的な設置の要件の緩和ということは進めているつもりでございます。

○宮内議長　それでは、次にまいります。環境分野でございます。生田主査からお願いいたします。

○生田委員　それでは、環境分野について御報告申し上げます。環境関係というのは、多少他の部門と趣が違う面もあるのかなと思うのは、昔から故事来歴の規制のがんじがらめで、それを緩和するとか撤廃するというふうなことよりも、どちらかと言いますと新しい地球レベルのニーズである環境、これを考えながらルールづくりというふうな色彩が濃いかと思っております。そういうことを勿論主眼で取り組んでおるわけですが、それは結果的にはありますけれども、できれば経済的な側面でプラスになると、雇用の創出にも通じたらいいなど、これは勿論希望ですけれども、そういう気持ちを持ちながら議論をしてきたということをまず申し上げておきたいと思っております。

初めに検討の状況からお話し申し上げたいと思うんですが、4月24日の中間とりまとめの後、今朝も含めまして11回ワーキンググループの会を持っております。問題が問題なんで、非常に関係する方が多いものですから、環境省は無論のこと、国土交通とか経済産業、総務省、農水省、財務省等の各省が絡んでまいりますし、今朝は東京都でやったんですが、

民間では経団連とかいうような方にお来しいただきまして、こちらの案をお示しして、問題点、何か御意見があれば来てくださいますということをやったんですが、大体皆さんお見えになりまして、そういう議論を重ねてきて、おおよそまとまるどころまできているということでございます。

今後は、明後日、7日に内部的にワーキンググループとしての報告をとりまとめる予定をしております、事務的にはもう素案が出ております。できたところで、それをまたこういった関係各省、関係先に全部配布をしまして、ファイナルな意見をいただくということなので、最短距離で行けば11月19日ごろには全部もう一遍セカンドラウンドのヒアリングを得てまとまるのかなと、まとめなければいけないという感じしております。

それでは「問題意識」と「論点」というところに入りますが、その紙にありますように、大きく分けまして6つの点で議論をしてきております。

第1は、市街地の土壌保全対策なんですけど、農業用の用地には土壌汚染についての法制度があるんですけども、市街地土壌はダイオキシンのたぐい以外しかないものですから、これの対策を考えるということでありまして、土壌汚染を通じて国民の健康被害を防止する、これは地下水経由のだけではなくて、食べる、接触、皮膚接触等によるいろんな危険があると思います。結果として、安心をベースに取引の安定を図ることで、土地取引の円滑化を図りたいと考えております。

これにつきましては、調査・浄化が進んでいない実態がありますことから、調査の手続を何か提案しなければならないと考えております。例えば、土地の売買時に汚染調査を義務づけるというふうな手法もあるのかなという感じがしておりますし、更にその結果情報開示を進めるということもあると思います。例えば、売主に当該土地の汚染状況について、買主に情報を提供するよう義務づける、あるいはそれをオープンにしておくというふうなこともありますし、浄化責任者を明確化する、これは原則としまして汚染の原因者でありますけど、浄化責任者を明確にする。更に、費用につきましては、原因者が不明の場合もある。あるいは、わかっても無資力の場合があるということで、支援措置、救済措置というのでも考える必要があるというふうな議論を行っております。例えば、器具の設置であります。これについては、各省に対するヒアリングでも、基本的な方向ではほぼ同じというふうな感触を得ております。

2番目の問題が、京都議定書の批准に向けた総合的な対策ということになります。これは、今日の新聞では批准すると出ておりますが、批准されるであろうと考えながら、どういことが考えられるのか。例えば、経済的手法の導入というようなことも考えなければ

ならないかなというふうな議論をしております。

二酸化炭素の排出が、石油・石炭よりもかなり少ない天然ガスの普及につきましては、パイプライン敷設に関わる規制の在り方。これは、かなり邪魔になっている面があるので、こういうのは合理化していくということを考えないといけないと思っております。例えば、工事作業体の長さは、原則50メートルというような規定があるんですが、欧米ではそういう規制がない。それから、埋め戻し工事は2回、欧米では1回というふうな、きめの細かいルールがありますので、こういうのを欧米並みに持っていけば、敷設コスト高を解消、軽減できるというようなことで、天然ガスの価格も欧米並みにして、非常に割高なんですけど経済効果を得ていくのではないかという感じしております。

3番目は、企業による環境会計・環境報告書などの自主的な取り組みであります。現在、導入している企業数は、平成12年度では、環境報告書によりますと、今、約三十社、それから環境会計は350社というふうなことなんですけど、これの普及推進のために、何らかのインセンティブを考える必要があると思っておりますが、何らかのインセンティブを付与したり、あるいは信頼性を高めるために、外部監査を導入する方法などがポイントと考えております。

ただし、外部監査の導入はスペシャリストが必要なわけで、あるいは公認制度をとるというようなことになるんですが、余りエクストラコストを生ずると実行性がないですから、できるだけコストがない、既存のものも活用していくというふうなことで解決できるのかという議論をしております。

4番目の問題が、都市環境の改善のために、近年クローズアップされております、都市の高温化現象である、ヒートアイランド現象の緩和、できれば解消ということがあります。ヒートアイランド対策には、例えばビルの高層化による風の道の創設とか、緑地帯の増設といったようなことなど、都市政策の一環として考えられるべきものですから、都市再生ワーキンググループでお取り上げになっていると思うので、この辺はよく打ち合わせて、協力できるところは協力していきたいと考えております。

従来から、各省庁、自治体でも一定の取り組みがなされているんですが、各々縦割と言いますか、個別に行われておりますので、全体として見た場合に、必ずしも効率的ではないというふうに思いますので、例えば環境省を中心にして、関係省庁が総合対策会議を持つというふうな、総合的な実施体制を早くつくる必要があるというふうに考えております。

5番目の問題は、かなり趣を変えまして、自然との共生を目指す国家戦略ということでございます。来年1月からの通常国会に諮りまして、本年度中の成立を目指すということ

で、生物多様性国家戦略というのを自然との共生のためトータルプランとするように伺っております。自然と共生を目指して、野生生物の生息地を保全、修復していく施策の展開、それと同時に、今、我々の想像を大きく超えているほど、外来の野生生物が国内に持ち込まれておまして、生態系などにかかなりの影響を与えているそうでございます。そういったものについての一定のルールづくりが必要だろうという議論をしております。

最後の6番目が、都市における環境アセスメントの問題であります。これにつきましては、中間とりまとめにおいては、検討してみますということで明確な記述をしなかったんですが、ビル建設などに際しまして、自治体において国にはない規制、条例になるわけですが、規制を行っている事例がありまして、都市再生、ひいては都市環境の改善に邪魔になるというふうな現象があるという指摘があるところであります。国の規制ではなくて、都の条例による、いわゆる地方規制の問題なので、当会議がどこまでその土俵に入っているのか、あるいは入れないのか、それについての問題があると思いますが、この点はおって御意見をいただいて、調整をしていきたいと考えております。

いずれにしましても、その土俵に入れる入れないは別にしまして、非常に現在条例で行われているものには、マクロの、広域の視点がない、効率化という観点から相当改善の余地がある、それからアセスメントに掛ける時間が余りにも長過ぎる、情報が必ずしも透明化をされてないんで共有できないというふうないろんな問題点があることは、これは東京都とも今朝話しましたが、全部が全部ではないですが、おおよそ自覚もしていらっしゃるところなんで、いずれにしましても、ITも利用いたしまして効率化、時間の短縮には努力したいという言葉を得ております。マクロの視点が必要だと思っております。

6つ述べたわけですが、1つ置いてありますので廃棄物、リサイクル問題であります。この問題につきましては、経済財政諮問会議の循環型経済社会に関する専門調査会、ここで検討が行われております。私も一度出ました。近く中間とりまとめが出るというふうに聞いておりますので、そこでの議論とその方向性を見極めた上で、規制改革の観点から我々としての考え方を近くまとめていきたいと思っております。

また、改革先行プログラム及び改革工程表の議論の中で、この問題については環境省が13年度中に中間とりまとめを行うというふうに書いてあります。環境ワーキンググループ、私のグループとしましては、年明けにでもそういった動きを全部見た上で、精力的に議論を行いまして、必要に応じましてこの中間とりまとめに反映させたいと考えているところです。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。環境につきまして、佐々木さん、どうぞ。

○佐々木委員 1つ、ちょっとダイオキシンの話が出ていたので、食品の安全性というのは、今ニュースでいっぱい話題になっているんですが、こちらの方は環境分野に入るのでしょうか。土地の安全性というのが出ると、結局どういう土地に生えた野菜なのかとか、どんなものを食べたのかというようなことを含めて、今回の6分野にどこにも食品の安全チェックに関して入っていなかったの、ここで質問してよかったかどうかわからないんですが、ダイオキシンというところがあるかなと思ったものですから質問してみましたが、その辺は環境では話し合われてはいないんですか。

○生田委員 私が質問を受けましても、全く回答能力がございませんので、坂さんどうでしょうか。ただ、食品関係は私どものグループでは、今のところ全く議論はしていません。

○坂政策統括官 その6分野に何が含まれるかというのは、理屈がつく範囲であれば、この会議決めればよいということなんだろうと思いますが、むしろこれから私どもは6分野以外も取り扱うということになっていますから、6分野に無理に押し込む必要は必ずないんで、今、佐々木委員がおっしゃったようなことは、別途ほかの分野のどこかに入るはずになっていますので、ITとかそういうものです。食品は、ITでは明らかになさそうだから、ほかの分野のどこかに入るというふうに考えていただければいいんじゃないかと思えます。

○宮内議長 それでは、最後に都市再生分野で、村山主査からお願いいたします。

○村山委員 都市再生ワーキンググループの方なんですけれども、9月以降週に1回のペースでワーキンググループ会合を開いております。こちらのお手元の資料に沿って御説明させていただきますけれども、経団連、不動産協会、勿論国土交通省、法務省等々の団体及び省庁に対して、具体的にヒアリングをずっと進めているというのが今までの状況です。まだ、終わっていないものもあるんですけれども、それで先ごろ私の方から各委員の方からお願いいたしまして、結構ごらんいただけますように、内容が多岐にわたっているものですから、討議担当というのを委員分担させていただいております。実際に、12月の最終を考えますと、もうそんな日程もないものですから、そろそろ具体的な案文を書く時期に入ってきているんじゃないかということで、今週の終わりを目途に各討議担当のところ、具体的にどのようなとりまとめ、どのような意見提言をしていくのかということに関して、最初のドラフトを書いていただくような形になっております。

これに対して、若干事務局の方に、今は問題ではないんですけれども、11月、12月ぐらいになったときに、もしかしたら問題になるかもしれないんで、今から言っておきますけ

れども、それぞれの分野に関して討議担当を決めておりますので、勿論最終的な責任は私、主査が取るわけですが、その案文の詰めの中で必ずしも私ではない人間が省庁の方とお話しをさせていただくということもあるわけですので、それに関しては御理解をお願いしたいと思います。

例えば、都市に係るの方で私はほとんど関わっておりませんので、そこで私の方に詰められても、せっかく討議担当をしていただいている委員の方に失礼に当たるといこともございますので、勿論最終的なバージョンは私が見てちゃんとやりますけれども、そのような事務手続の件に対しては、御協力をお願いしたいと思います。

2つ目、中間とりまとめ以降検討してきた項目及び今後検討予定の項目に関しましては、こちらの(2)のところに項目が書いてあるところがございます。大体(1)のところは、ヒアリング自体はとりあえず終わりました、今(2)のところ、①、②、⑥、⑦辺りをやりました、明日、③、④、⑤ということで、再開発関係に関しましてヒアリングを行う予定です。個人的に結構期待しておりますのは、この「合意形勢ルール明確化等による市街地再開発事業等の迅速化」ということで、等ばかりですが、要するに、民間がもう少し再開発事業に参入できるような仕組みを何とかつくっていけないだろうか、それによって迅速にフィールドをつくるのに20年掛かるような状況ではない、まともな再開発できていけるような形をつくっていければというふうに考えております。

まだ終わっていないものがございますので、あれなんですけれども、大体今までやったものの中で、対立が激しかったものというものを簡単に御説明申し上げますと、「不動産関連情報の開示」に関しましては、プライバシー保護とか宅建業法の守秘義務の観点とか、地価公示価格に対するとらえ方の違い等でかなり対立を見ております。

それから、(2)の⑥の「公共用地取得の積極的推進」に関しましても、結構対立しております。

それ以外のものに関しましては、大体方向的には同じ方向を向いているんですけども、タイミングと内容の詰めが若干ずれていると、省庁の方はそういうような方向で検討していますというふうにおっしゃることが多いんですけども、検討というのがどの程度の検討で、どの程度進展しているのか、着地度合のところに関しましてまだずれがあるというか、煮詰まっていないというようなことが多いというふうに考えております。

1つやってみて、余りうまくいかないのかなと思ったのが、(1)の③の仲介のところでございます、我々は仲介手数料の上限手数料を撤廃すれば、上もあるけれども下もあるだろうというふうに思っておったわけですが、いろいろ関連団体にお話を伺ってみます

と、要するに、そうするとただ上に行ってしまうだけで、ディスカウントブローカー的なようなものであるとか、オークションが出るというよりも、非常に業界そのものが近代化されていない業界なので、余りドラスティックな変化はなじまないのではないかというようなことを言われておりました、これは考え直すことが必要かなと思っております。

ですから、今後はこういったまだやってないヒアリングをまとめつつ、既に最終とりまとめに向けたドラフトの作成が始まっております、なるべく具体的な文言で最終的に着地したいと思っておりますので、そういうように早目に書き始めていただいているという状況です。

最後に、「今後の進め方」なんでけれども、今、申し上げましたように、関係省庁ヒアリングを引き続き精力的に行い、文章をつくっていくわけですが、まだ一部中間とりまとめでは入れてなかった部分、例えば都市の将来像に対するグランドデザインの策定、(5)の②のところに書いてありますけれども、こんなことはまだ何も話しておりませんので、こんなものも入れていければと思っておりますし、あとやはり不動産に関わる、税制に関して書いてはいけないということがございますけれども、不動産にこういった都市再生に関わる税制に関しては、何らか話し合いができないものかというような不満というか、フラストレーションというのは委員の中では共通した認識としては持っております。ということをお知らせしておきます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。御意見等ございますか、生田さん、どうぞ。

○生田委員 大変難しい問題なんで、御苦労してらっしゃると思うんですけども、私のグループでさっき申し上げたように、ヒートアイランド対策とか、環境アセスメント、ヒートアイランドももうこの辺で歯止めを掛けて、緩和の方向に向かわせなければならないと、環境アセスメントをもう少し合理化して、スムーズにできるようになって、土地の流動化のお役に立たなければいかぬというようなことをやっていく過程で、関係の省、その他の方と打ち合わせていて、結局ネックになっているのは何かないと考えると、大ざっぱに言うと、広域と言いますか、1つの都市なら都市としての都市計画、そういったものが、マスタープランがないということなんです。全部具体的な現象の積み重ねで町ができています。本来あった方がいいと思われる、それで諸外国には多くの都市で見られる都市計画とか、都市の再生のマスタープラン、大きなプラン、グランドデザインがない、あればその中で緑地帯に対する大きな考え方、東京で言えば区ごとぐらいの単位でいいと思うんですが、緑地帯に対する考え方。それから、風の道をつくるというようなことができていくんだだけ

れども、どうも関係省庁と話していると、そういうところには全くまだ思いが行っていないということなんです。できれば、そういう方向に持って行って、その大きなフレームワークの中で個々のケースを検討していくというふうにすると、効果も大きいし、いろんな手続も非常に効率化されるというふうに思うんですが、これは非常に都市再生と接点の問題だと思うんです。できれば、取り上げていただければありがたいという感じで、非常に大きな問題だから、今、申し上げるのは難しいかもわかりませんが、それを承知の上でもし御検討いただければありがたいと思います。

○宮内議長 八田さん。

○八田委員 「都市に係る各種制度の見直し」について、村山委員から任されていますので、是非こちらでも検討したと思います。アセスの問題については、プロパーに関わる問題もあると思いますが、都市計画でもってきちんと対応することで、広域的に緑化を図るというようなことで解決できる分というのが、非常に多いと思います。

○村山委員 環境アセスメントに関しましては、指導要綱行政と若干絡みまして、国の規定する環境アセスメントというのは非常に大規模なんで余り係らないですけども、都道府県等の環境アセスメント規定というのが非常に細かくて、ですから指導行政と絡んでいるという部分がございますけれども、八田先生にお任せしていますので、多分解決して下さると思っています。

○鈴木委員 今の御説明の中で、税に関して議論してはいけないというふうにおっしゃったと思うんですが、それはどうしてなのでしょう。前身である規制緩和委員会というのが、98年でしたか規制改革委員会に名前を変えたときには、補助金、税等について議論してほしいということが明確にされて、そういう形で規制改革委員会になったわけなんです。

税というのは、御承知のように、ただ国家の収入を得るためだけではなくて、それがいろんな意味である規制的なもの、あるいは一つの方向の誘導型のものになっておるといのは、当然のことなんです。私が今やっておるエネルギーの中でも、例えばC重油の関税というのは、これは輸入禁止関税なんです。これは規制そのものなんです。要するに、輸入禁止関税ですから、日本国家に対しては輸入がない、したがって税収にはなっていないわけなんです。税収ゼロなんです。そして、一つの産業というものを保護して、国内産業を高いものにいたずらにしておるとい認識であったら、これは税の問題ではなくて規制そのものなんです。だから、そういう視点から言ったら、税がどうしてアンタッチャブルなのか、むしろ私は規制改革委員会になったんだから、税の問題というのを取り上げて、

与えられたものは使おうというわけで、いろいろ探したけれども余りなかったからそれを取り上げなかつただけのことで、もしあるんだったら、それは何ら聖域ではないし、どうしてアンタッチャブルなのか私にはよくわからないから、ちょっと教えていただきたいと思います。

○村山委員 私も全く同意見なんです、中間とりまとめのときに、例えば事業所税の撤廃等を書いたんですが、全文削除ということで、余りここでは税のことを話すことにすると、最終的に閣議決定のときに引っ掛かるというようなことを聞いておりますが、先ほど申し上げましたように、私どもといたしましては、都市再生という観点の中で、税を抜かしますと、画竜点睛を欠くのではないだろうか、四文字熟語に弱いもので申し上げていませんが、ということで是非話したいという意欲は、委員は強く思っております。鈴木先生から援護射撃をしていただくと非常に助かります。

○坂政策統括官 この規制改革に、今、鈴木委員がおっしゃったようなもの、例えば、そういう全く禁止になっているというようなものでしたら、それはむしろ税というよりは規制の問題ということなんだろうと思いますけれども、税に関しましては、政府の中の問題として、総理の諮問機関として税制調査会というのがございまして、私ども当会議も総理の諮問機関、つまり総理の諮問機関というのはほかにも幾つかあるわけで、一つひとつの役所の審議会なんかにつきましては、それはこちらは総理なんだということは言えるんだと思いますけれども、例えば税に関して言うと、より専門の機関が諮問機関としてあると、したがって税そのものを論ずるのはやはりこちらの仕事ではないというふうに思っております。

ただ、規制改革と非常に密接に関連しているようなもの、つまり規制改革という見地から、税の話が必然的に出てくるようなものがあれば、それは言わば税をどうしてくれというよりは、規制改革との関係でこういうふうになっているんだという説明としてお書きいただくということはあることかなとは思いますが、基本的には規制の話であつて、税の話ではないと、我々マンデーとはといふふうに私は理解しております。

○奥谷委員 同じように、環境の場合も結局環境税をやらなければはっきり言って根本的に解決できないなというのが出てきているわけです。ですから、そういったものもやはり税は関係ないから書けないというような御意見があったりして、ですから今おっしゃったように規制改革に対して、どうして税の部分が必要であるということは書いてよろしいわけですね、言っているわけですね。

○坂政策統括官 ちょっとお待ちください。

○宮内議長 その他の御意見ございますか、どうぞ。

○生田委員 探してらっしゃる間、時間つなぎで、私は国の存在というのは、いろんなことがあるけれども、単純に言えばどう税金取って、それをどううまく使って全体を動かすかだろうと思うので、国民をきちんと動かそうと思ったら、税というもの、経済的手法というものを使うのは当然だろうと思うんです。だから、そこを禁じ手にしてしまったら、物事はまず動かないだろうと、私はまたそう認識しております。

だけど、税調等いろんなところでやっているから、あちこちでやったってだめではないかと、それもごもっともな意見だけれども、何も税を必ず導入するとか、あるいは何%にするとか、そんなことを言うわけではなくて、これを本当に動かそうと思えば、経済的手法が必要ですと、とりもなおさず税を考えなければなりませんというふうな方向性も示してはいけないと言われたら、一体何をやれということになるんだというふうなことになるのかと思います。

だから、その方向性を示すことは、審議会ごとに多少違ってでもいいと思います。だけど、自分の与えられた責任の問題について、それが必要であればそれを言うということは、言わせてもらいたい。

もう一つ、それと同じ問題だけれども、同意を取ったものしか言ってはいけないと言われたら、またものすごい歯抜けになるわけです。やはり同意がなくても、これは正しいと思うことは書いて、一つのビジョンがあって、その中で実現できるものを書いていくということで、今の2つの問題はパッケージだと思うんで、明らかに次の議題ですが、パッケージで考えたいと思います。

○鈴木委員 1つだけ、今のを応援演説させてください。まさに、そういう事柄に対して税調があるからと言っておったら、税調自身が社会的なニーズというのを把握することができないのではないのでしょうか、だからこのところで税が解決することが期待される問題であることを言ったら、ああそうかと言って税調はそれを視野の中に入れて行って、税調自身もノウハウは増える問題なんですね。だから、それは大いに言うべきで、我々の規制改革に対しては八方からいろんなことを言ってきて、私はそのところで解決してくれたら、こっちの労力が省けるから大変賛成いうので、多々ますます弁で、何ら俺の領域に指なんか突っ込みやがってだなんていうことは全然思わないんですけれども、それが当たり前のことであって、税調はそういう姿勢で問題を考えるのが本来ではないのでしょうか。意見も言ってはいかぬというの、明らかにこれは専制国家のやり方であって、というふうに応援演説させてください。

○坂政策統括官 生田委員のおっしゃったことは、実は先ほど私が申し上げたことと、そんなには違わないと思うんです。鈴木委員のおっしゃったことは、若干私は異論がありまして、つまり議論をするということと、後でまた御議論が出るんだろうと思いますが、総理に答申をするというか、意見を言うわけです。総理の方は、この会議の意見というのは、基本的には尊重してもらおうということなわけです。その場合、総理の方からすると、税については税のほかの人たちというのがあるわけですから、こちらで例えば税のことを詳しく言ったりすると、総理が困ってしまうという問題ではないかというふうに我々は理解しております。

○生田委員 私と鈴木さんの意見は同じだと思うんです。詳しく言う必要はないと思うんです。あるいは、パーセントだとか金額だとか、だけどその方向性を示すのは必要だと思うし、民間会社の経営の場合でも、やはりすべてビジョンがなければ経営にならないわけです。経営がビジョンを持って、それを実現していくために戦略が出てくるわけで、その中には、今はできないけれども、いずれ考えようというものがあればすぐできるもの、そういうものも出してやっていくのが1つの経営なんだけれども、ビジョンを出してはいけないと言われたら、かつ次の議論になってしまうけれども、同意したものだけ書けと言われたら、何か歯抜けみたいなのがぼろぼろ出て、そこには何の思想もないものになってしまう恐れがあるなど私は思っています。

○鈴木委員 総理は困らないんじゃないですか、むしろ喜ぶんじゃないでしょうか、要するに、かくかくしかじかの問題に対しては、この税制というのはこういうふうな邪魔をしておると、したがってそのところを十分認識された上で、多々の対比の中でうまくやっていってくれということを書いてもらえれば、総理は喜ぶ話ではないですかね。この税制は、細かく書いてやろうと、税調が何と言おうが総理の権限で、何となれば総合規制改革会議の意見はお前さん尊重すると言ったではないかと、こう詰め寄ったら、これは困るでしょうがね。そうではない言い方というのはあるはずなんで、喜ぶんじゃないですか、いいことを言ってくれたというわけで。

○渡辺大臣政務官 今、鈴木委員を始め生田委員のお話を聞いておりますと、実際にそれぞれいろんなところで審議会、諮問委員会というのが行われておりまして、例えば、今、都市再生つきましても、都市再生本部というものがございます。そしてまた、環境については、先ほどお話しがあったとおり、循環型経済社会の構築についての専門調査会がございます。それぞれ関係するわけですね、そういった中で、それではこの規制改革委員会は、一体何が中心になるかという、やはり規制改革という視点がやはり大事だというふうに

思います。したがって、規制改革の中の視点をまず第一義的に持っていただいたときに、それでは今、鈴木先生がおっしゃったように、税も関わってくるというようなお話がありましたら、これは議論することは当然あってしかるべきだと私は思います。

ただし、答申という形で持って行ったときに、果たしてどうかなというふうに思うわけでありまして、少なくとも答申というのは総理がある程度尊重するという義務を負うわけでございます。そうしたときに、先ほど総理は困らないというお話でありますけれども、片や税調で答申が出た。こちらで出た答申というもので、もし全く正反対の意見が出たときには、困ってしまう場合が出てくるのではないかというふうに思うんです。

したがって、議論することはやぶさかではない、しても当然だというふうに思うんです。特に環境関係について、もっと深く考えていけば、そのヒートアイランド現象以前に、緑地の保全というものを考えたときに、現状のままでいいのかといったときに、今、緑地が都市部でなくなっている大きな原因は相続税だというふうな問題もあるわけです。そういうふうにご考えますと、当然税の問題というのは避けて通れない問題で、そういうこともあるわけですし、議論の俎上からはっきりだめだということ自体は、私の個人的な考え方ですが、それは避けて通れない問題ではないかというふうに思います。

○坂政策統括官 私が生田委員と余り変わらないと思いますと申し上げたのは、例えば環境の話で、税を含んで経済的な手段というのが、例えばCO₂とか、いろんなことが大切であるということをお書きになるのは全然構わないと思うんです。そういう意味では、生田委員と私はそんなに感じは違わないと思いますと申し上げたのはそういう意味です。

○宮内議長 これは個別具体的な最後の書き振りのところで、どこまで表現できるかということは、また個別具体的に詰められるような気もいたしますし、私は前身からの委員会から言いますと、税金とかその逆である補助金というのが規制的に動いているという場合については、これは触れざるを得ないという認識はずっと持っていたわけでございますから、その書き方ではないかという感じで聞いておりまして、あとよろしゅうございませうか。時間が迫ってまいりましたので、次の議題に移らせていただきたいと思います。ちょうど議論がそちらの方向に行っておりますので、これは要はこの会議のまとめ方でございます。まとめ方につきまして、前身委員会等のまとめ方もあったわけでありましてけれども、この会議としましては、始めてのまとめということでもありますから、そのまとめ方につきまして、皆様方の御意見をちょうだいしたいということでございます。

既に、八代委員からはペーパーが準備されて、御意見をちょうだいしておりますし、事務局の方もこのまとめ方につきまして、ずっと考えていただいておりますし、私も相談に

あずかりまして、一つの考え方というものを、案でございますけれども、つくって今日お出しできる段階になっておりますので、これは別に2つが対立する考えでも何でもないわけでありまして、別途作成してみても、これをお聞きいただいた上で、いいまとめ方を皆様方と議論したいということでもあります。

それでは、八代さんから御説明いただくということで始めたいと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

○八代委員　ただ、私のペーパーは前回御説明したのと基本的に同じで、ただこれは会議以外の人にも広く読んでいただきたいということで、もうちょっと現状認識を説明したものと同じでございますので、言いたいことは一番最後の3の「盛り込むべき内容」ということで、先ほど生田委員等がおっしゃいましたことと同じでございますが、幾ら答申と言っても、すべて答申するわけではないんです。やはり答申する前提としてこういう問題があると、こういう問題があるという事実を説明するというのは、何もそのとおりに総理にやってくれということではないわけでありまして、そういう意味では3つの点を区別するべきではないかと思えます。

1番目は、12月までに各省と合意できる内容については、その速やかな実施を提言する。2番目は、各省が規制改革の将来の方向としては、当委員会とほぼ合意しているけれども、時期尚早として決定に至らないものというのはたくさんあるわけで、そういう点については各省庁の合意は得られないけれども、当規制改革会議としての見解を示す。それは、従来の規制改革委員会の見解でもやってきたことであろうかと思えます。

3番目には、基本的に考え方自体が各省と対立している。ですから、そうあるべきだとか、何々と考えるということも言えませんが、ただそういう問題があるということの客観的な事実だけは指摘してもいいのではないかと、それはやはり国民に読んでいただけるペーパーとしての、こういう規制改革会議の大きな役割ではないかと思えます。

以上でございますが、恐縮ですが、ちょっと一緒に是非この最終とりまとめで取り上げるべき範囲と関連する事項について御相談させていただきたいんですが、それは先週の日本経済新聞に、今週の金曜日辺りに経済財政諮問会議で規制改革に関して集中討議をするというような記事が載っております、これは当会議にとっても極めて重要なことであり、そこで集中的に討議するのであれば、当然この会議の内容もインプットしてもらわなければいけない。それについて、ちょっと事務局からどうなっているのか。

これは、先ほどの御説明でも全くなかったんですが、ある意味でこれは重要関心事項ではないか、それに間に合うようであれば、先ほどの鈴木主査の医療でもそうですけれど

も、こういうものが9日までにできていれば、随分経済財政諮問会議でも助かるのではないかと、そういうようなこととして、この最終報告は考えていく必要があるのではないかと思われます。

その具体的な意味は、各省と調整できるものは12月までですけれども、その原案としてこちらがせっかく勉強したことを、材料、素材として向こうの経済財政諮問会議にも使えるものは使っていただく、例えばそんなイメージであります。

以上でございます。

○坂政策統括官 今、八代さんがおっしゃったうちの、日経に出ていたという方の話ですけれども、これは内々私どもどうもそういうことになりそうだとすることは、というのは実は私、諮問会議の方もやっていますから、内々そういうことは大体知っておりますけれども、そちらも実はまだ正式には何も決まってないという状況でございます。したがって、いろんなことがまだ変わり得るということを前提に、かつ内々の話だということで、というのは規制改革担当官としての私は基本的にはまだ何も知らないわけで、ただ諮問会議の方もたまたまやっているか知っているだけなんですけれども、したがって、公式に今ここで申し上げるのは適当ではないということなんです、おっしゃるように経済財政諮問会議で規制改革あるいはその他のことについて議論をするという可能性はかなりあると思います。それが9日である可能性もだんだん高くなっています。そこには、実は宮内議長が、そういうことになれば加えられるということになっています。したがって、宮内議長から御意見を言っていただくと、例えば我々はこういうことを考えているんだということをお願い、こういうことかなというふうに私は理解しています。

○八田委員 八代さんと別なのかもしれませんが、私は今朝日経新聞で政府の経済財政諮問会議は、11月の集中審議で規制改革を取り上げると書いてあるのを見まして、その前の都市再生事業の前倒しなど、構造改革に逆行しない、政策による下支えも必要になるということが書いてあるんです。もし、ある意味で景気対策というようなことも絡んで、それに役に立つような構造改革を議論するというようなことなら、全然簡単に申しますけれども、例えば都市再生の方で議論になっている土地収用法のさらなる改革、要するに、都市計画道路がもう未整備のままあるのを、できるだけ急いで建設を可能にする。そういうような方法を我々は議論してしまして、それは結構対立しているんです。そういうようなことについても、もし宮内議長がいらっしゃるなら、そういう我々の議論とか、それからこれまでの各省との折衝の状況とかお話ししたいんです。

だから、もしそういうチャンスがあるならば、なるべく、ほかの主査の方たちも同じよ

うなことを思っただけではないかと思っておりますので、何らかの形で正式なルートに乗せるという方法が必要なのではないかと申し上げます。

○宮内議長 私は実はまだ、そういううわさを聞いているだけで、正式な出ろという要請が来たわけではないんですが、しかもそれもこの当会議の議長として出ろというのか、民間の有識者か何か知りませんが、そういう立場で出ろとおっしゃっているのかも定かではないです。両方の考え方で、そのときは対応しなければいけないなと思っております。

これは、私の理解では、この当会議は当会議として例年に比べて非常に幅広く前倒しの形で物事が進んでいると、それを横目で見ながら政治的にさらなる何かインパクトのあるものが、この会議の議論の中から出てくるのかこないのかというようなことを御議論いただく場になるのかなという理解でございますが、今おっしゃったような、もしそれが景気刺激的な方向で何かないと御下問があったときに、私が材料を持たせていただくとすれば、非常にプラスになるかも知れない、今のお話は非常に私としましては、各主査からそういう観点での材料をいただきたいと、今お聞きして思ったところなんですけれども、様子がちょっとわかりませんので、経済人として何か意見を言えということのかもわかりませんし、規制改革という意味ではやはり今日の御意見等も踏まえながら、規制改革の話であれば私としましては更に経済財政諮問会議の後押しを得まして、今、議論しているものをできるだけ前広に進めるように、これは努力したいと思っております。八代さんよろしゅうございますか。

それでは、事務局でおつくりいただきました案につきまして、御説明をいただきます。

○岡本審議官 お手元に「12月の意見書のとりまとめの考え方（案）」という形でお配りをさせていただきました。基本的な考え方を数点にわたって、またなぜそういうふうに見えるかということを書かせていただいております。

一番最初の○は、基本的には省庁と合意した事項を12月の意見書の基本的な内容としたというものでございます。

2番目から、その理由を書いておりますが、1つは今後の意見のとりまとめにおきまして、政府において実現させるよう各省の説得に全力を上げるということでありまして、先ほども意味が出ておりましたが、合意が得られない場合には、総理の諮問機関として受け切れない事項に言及した場合、総理に決断を迫る。いろいろ評価は両方あるようでございますが、迫るような提出の仕方とすることは適当ではなんではないかというふうに、私どもとしては考えました。これは、従来の規制改革の委員会の場合を見ますと、行革推進本部

の組織として行革推進本部へ見解を報告されているわけですが、その中では各省大臣もメンバーでありますが、そういうものに提出をしたという形式のものでございます。

今回我々が目指そうとしている閣議決定のイメージを3枚目に付けております。「目標とする12月の閣議決定の内容」ということで、総合規制改革会議の意見を最大限尊重する、最大限尊重する、いろんな見方があるのかもしれませんが、基本的にはいわゆる霞が関的にいきますと、最大限尊重というのは基本的には書かれた事項をそのまま横に移す、これがそのまま政府の決定とするということが基本的な在り方であろうと思っております。勿論、ぎりぎりのレベルでその例外的なものはあるわけですが、ぎりぎりのレベルでもしもそういうものがあれば、逆になぜそれは尊重しなかったのかということ、個別に一々言わなければいけないというのが基本的には必要なのではないかと思っておりますので、我々としては書かれたものは基本的に横に全部移すという最大限尊重でありたいと思っております。

また、今回の場合次の通常国家で直ちに法改正や、あるいは予算等で着手してほしいというようなものも、これまでの議論の中に出ておりますので、可能なものについては所要な施策を直ちに実施に移すというようなこともこの閣議決定の内容といたしたいと思っておりますし、それから改革3か年計画の改定にこれを基本的に移していく、そういう所要の作業を進めるということ、この12月に目標とします閣議決定としてやりたいというものでございます。

なお、②に従来に行革推進本部の決定、12月に行っておりました本部決定を書かせていただいております。

1枚目にお戻りをいただきまして、そういたしますと2番目の○の「ただし」のところでございますが、改革ぎりぎり基本的には合意を目指して、各省と議論をするということでございます。改革の方向性等で当会議と各省で内容が一致しているが、内容、スピードなどで一部で折り合えない。ですから、ここは先ほども議論がございましたが、書き振りの問題ではないかというふうに思っております。真っ向から対決しているものは、さすがにこの中には対象にならないと思いますが、ぎりぎり、例えばどこまでは記述できどこまでをみんなで一緒に進められるかということで、その接点を求め合うということを検討する、それをぎりぎりの場合基本的なスタイルとしては合意を目指すということではなかろうかと思っております。

3番目の○にございますように、各省との間におきましても、基本的には合意内容を記

述するという考え方で交渉をすることによりまして、言わばある意味ではこちらも妥協する部分があるわけですが、その一致点を目指す努力というものが相手方の改革に向けた一歩を引き出せるものではないか、これまでやってまいりました7月の中間とりまとめ、あるいは改革先行プログラムにぎりぎりのいろんな努力を各主査を始めとして、いただいた結果として、かなり従来より前倒しのものが工程表に載るという結果になっていると思いますが、それもこういう今の姿勢の表われではないかと思っております。

また、これから、任期の間におきまして、検討するテーマあるいは重点というものがいろいろ違って来るかと思っておりますが、毎年これから行っていくものでございますので、互いのそういう、ある意味では接点を求め合う努力、あるいは信頼というものが実質的な改革を進める大きな原動力になるのではないかというふうに考えております。

4番目の○でございますが、先ほど申し上げましたように、最大限尊重の閣議決定というものは、基本的に意見書どおりに実施するということを目指しているものでございます。そういう意見書の中に、各省と合意した部分とそうでない部分というのを1つの意見書の中で混在させるということに相なりますと、実施に移すというものの最大限尊重対象範囲があいまいになってくる。そういう意味では、閣議決定の趣旨から適当ではございませんし、結果として当会議や意見書の権威、信用というものでも問題があるのではないかというふうに考えております。

しかし、勿論各省の合意は得られなかったけれども、やはり当会議の見解として、どうしても示す必要があるのではないかというようなお考えがあるもの、あるいはこれまでこの1年間に検討したきた事項で検討しきれず、来年の検討課題に、ある意味では各省庁に対してウォーニングをしておく、あるいは世の中に対して、来年はこういうことをするぞというようなことを示すこと等も踏まえますと、この12月の答申・意見書とは時期を別にいたしまして、来年の2、3月ごろに当会議の見解、あるいは活動計画という形で公表するというやり方もあるのではないかというふうに書かせていただきました。

ただ、これを同時期にとりまとめようと思しますし、先ほどと同じでございますが、意見とは別にとりまとめがあるということになりますと、各省は、どうしてもやや霞が関的で申し訳ございませんが、意見書で自由にという部分があるならば、そっちに書けばいいのではないですかという話にややなりがちでもある、したがって、合意をしようとする各省の姿勢をそぐ恐れもあるわけですが、事なる性格を持つ両者を同時に発表するということは、それはそれでまた混乱、あるいはわかりにくいという原因にもなるのではないかというふうに考えております。

とりまとめ方とは違う点で、先ほどもう既に議論が出ておりましたので、順番が相前後して恐縮でございますが、いわゆる地方団体の条例の規制の観点につきますと、条例で規制をされている、言わばそれが国の法律に反した規制であれば、当然法律の問題として我々は議論すればいい、かつ提言することは可能であろうと思っておりますが、地方団体の条例に法律が委ねている事項、白地で委ねている事項、あるいは上乘せとして委ねている事項等のものがあれば、それは本来地方自治、その団体の自治に任せたわけでございますので、その趣旨からすれば我々の規制改革会議、中央政府の問題でございますので、その提言として起立することは適当ではないのではないかと考えております。ただ、こういう問題があるので、それを関係省庁を通じて地方団体に対して要請なりをするということはありません。

仮に、そういうことが、地方団体に委ねていることが問題だということであるとすれば、それは本来はそういう権限を地方団体に委ねることがおかしいというような、地方分権の在り方も問題として基本的にはまずとなえなければ問題が解決いたしませんので、分権改革会議でございます、まさにそのために分権改革会議がございますので、分権改革会議に我々としてはそういうことを何らか検討してくれとかということを申すことはあるのではないかと考えております。

また、税につきましては先ほどいろいろ御議論がございましたので申しませんが、税について申し上げますと、先ほど出ました議論、それから仮に税調にこういうことを考えてほしいということであれば、税調に対して税調の会長、あるいは先ほどの問題になりますと地方分権改革会議の議長等に、宮内議長の方から何らかの、ここに出ている当会議におけるいろんな議論というものを示しをし、そちらの議論をこういう考え方を踏まえて議論してほしいということをお願いするというのも、一つのやり方かなとも思います。

以上でございます。

○宮内議長 どうぞ、御自由に御意見をちょうだいしたいと思います。

○吉原室長 ちょっとその前に、資料に付いておりますので、ついでに御説明させていただきたいんですが、最後の今、御説明しました「意見フォーマット（案）」というのが最後に2枚付いております。これは、やや細かな話になりますけれども、実際に御意見書をお書きいただくときのフォーマットということでございまして、時間も押してございますので簡単に御説明いたしますけれども、基本的な考え方は重点6分野とその他の分野につきまして、2つに分けて、詳しいさを別にすることということでございます。

真ん中のところから「第1章 重点6分野（仮題）」というふうになっておりますけれ

ども、これは私どもの考え方では中間とりまとめを基本的に踏襲をいたしまして、「問題意識」「改革の方向」それから「具体的施策」という形で書いていただければいいと思っております。

先ほど、鈴木主査ペーパーは必ずしもこういう形になっておりませんので、もしもこれで合意いただければお手数でけれども、少しお直しいただくということが必要なのかなという気がしております。

最後のページでございますけれども、その他の分野は第2章ということで、これは第1章の重点6分野と比べますと、分野全体について今後方向というふうなことを言うのではなくて、むしろ具体的な項目、具体的な施策的課題をまず中心としまして、それを取り上げた問題意識を簡単に書いていただくというような形で、まとめていただいたらどうかということでございます。

細かな事項等につきましては、それを例えば単に例示するとか、あるいは表示するとか、いろいろまとめ方はあるかと思っておりますけれども、今日の議論の中心ではないと思っておりますけれども、ちょっとお目通しをいただきまして御意見いただければ幸いです。

○宮内議長 それでは、米澤さん、どうぞ。

○米澤委員 細かいことで、今のフォーマットのことなんですけれども、この各重点分野についてどういうふうを書くかというフォーマットということなんですが、最初の「問題意識」「改革の方向」これを分けてあるんですけれども、あるべき姿だと思いますが、「具体的施策」の部分で、この米印3つあって、その2つ目の部分の現状認識、背景事情、問題意識等がありますけれども、勿論書くわけなんですけれども、なるべくこの具体的政策のときに先に結論を早く書いていただく、いただくと言いますか、私のワーキンググループではそういうふうに努めてもらっていますけれども、なるべく結論を最初にぼんと言っ、その後のその背景などの方というふうに書かれると、世の中の方が読んでわかりやすいのではないかという、一つの提案でございますけれども、その「具体的施策」の書き方についてはなるべく結論を早目に出していただきたいというのが、論文を書くときによく学生に指導しているところなんですけれども、皆さん学生さんだとは思っておりませんけれども、その方がコミュニケーションとしては効果的ではないかと思っておりますので、一言付け加えさせていただきました。

○八田委員 今の事務局の御意見なんです、意見書を別にするということなんです、私はこの鈴木委員のお書きになったフォーマットが、大変よくできていていいと思うんです。これで統一してはどうかと思うんです。ここでは、非常に明快に13年度中に結論を得

るとか、14年度から実施とかいうのが書いてあるし、それからこういうことが合意が得られなかったものについては外してあります。これで、総理がお困りになるということはずないと思います。

それから、こういうふうに並行して書くと、役所が合意する意欲がそがれるというのは、私そんなことないと思います。最初から意欲なんてないと思います。反対するものについて、賛成する意欲はない。それに対して、理屈が立つならば、要するに、それは役所だっていっぱい事情があるから、そんなに簡単にこちらがやってちょうだいと言って飲めるわけがない。それにも関わらず、やりましょうと言ってくださるのは、やはり中間とりまとめのときに大臣が提案されたやり方だと思います。意見が対立することについては、向こうの局長をお呼びして、そしてこちらの議論と対峙して、大臣自身が御判断なすって、これは大切だと、大臣のところまで上げるべきだと御判断になったら、それは上げられる。私は、それが基本的なやり方だと思います。それがあると信じていたからこそ、一生懸命やっていたという面がある。

勿論、中間とりまとめのときのように、たくさんやる必要はない、もし何なれば各ワーキンググループで3つとか4つとかに絞って、それだけでやってくれということでも構わないと思いますが、基本的にはそのメカニズムがないとなかなかのまれないのではないかと思います。それは、いつの間にか立ち消えになったんでしょうか、その話がその後余りのぼってこないんですが。

ですから、結論的に申しますと、のんでいただくんならば、別にここの書き振りでもってのんでいただけるのではなくて、そういうプロシーチャーをやって初めてお役所にのんでいただける、こちらの書き振りはいずれにしても私はこの鈴木フォーマットで結構だと思います。

○宮内議長　どうぞ。

○坂政策統括官　フォーマットとおっしゃったのは、今、若干こちらのあれが悪くて、最初の3枚と下の2枚とは若干事の性質が違っておまして、下の2枚は言わば（1）と書いてくださいとか、1. を使ってくださいとか、そういうことを主として言いたいということの方で、まさにフォーマットの話なんです。

さっき吉原君が、鈴木主査の先ほどのものが若干合っていなかったのか、ちょっと手直ししていただけますでしょうかと申し上げたのは、そういう1. の付け方とか、そういう問題でございまして、あるいはここに書いてある、さっき米澤委員からもお話がありましたような、そういうレベルの問題の方です。

○八田委員 そのレベルの話もありますが、ここのとりまとめの考え方というところでは、基本的に合意内容だけを記述するものを書いて、それから意見書を別な時期に書くというふうに書いてありますね、この側面もあると思うんです。

鈴木委員のお書きになったものというのは、勿論細かいところで、○ポチをどうのこうのするところは幾らでも同じになると思いますが、基本的にはここでは合意内容と、それから意見書に相当するところが混在していると思うんです。私は、このスタイルが非常にいいスタイルではないかと思うんです。

○坂政策統括官 鈴木委員からこれを見せていただいた時点で、私の理解では、鈴木委員が今日非公表、回収というので、今度急ぎでおつくりになったものは、これはこのとりまとめの考え方と言うと、各省と合意すべき事項が書いてある。つまり、完全に合意が取れているかどうか、私もたしかではありませんが、もう鈴木委員としてはそのおつものものと、これから更に各省と合意が取れなければ、要は押し込むおつものものというふうに私は理解しております。

つまり、別立ての、全然これからもっと先になって更に検討する事項とかいうものを詳しく書いてあるなんていうことはないんだろうというふうに思っております。12月の段階で、閣議で尊重し得るようなものというふうに私は思っております。

○鈴木委員 私もこの各省との意見というものを一致させていうので、過去6年間やってきたんですね。まだこれ合意しないという、物事は進まないから無意味な話になってくる。だから、そのためには例えば電力自由化だって3年以上掛けてやってきたんですから、だから合意させるということに対してはもともとそういう考え方をこの場で申し上げたんです。そうしたら、いやいや必ずしも合意がなくても腕力があるからなんて石原担当大臣が言われて、えらい頼りにしたことがあったんですけども、その後例の中間とりまとめ、これは閣議決定するものではないというので、表現に対しては合意していますけれども、内容に対しては必ずしもパーフェクトに一致していないものもあったわけなんです。勿論、ほとんどのものが一致しておりましたけれども、それはあったけれどもそういうことを入れたんですけども、それが閣議決定になっていたわけです。という経緯があったと、何が言いたいのかというのは、要する合意を取っていく、そしてその努力をするということは重要なプロセスであると、それには例えば期が熟さないというときもあるから、例えば今年度はこの程度のものにしておくと、来年度はこういうふうやっていくよという議論は、これはあってしかるべきだし、それがまた実際的な問題だという点は、全くそう思ってやってきましたけれども、要するに、一つは引き下ろされないこと、相手を引き

上げること、そういうことが一番重要だということだと思います。

次に、今までは経済的規制でやってきましたから、それでうまく行ったんですけども、社会的規制の分野に入ってきますと、特に医療を見ていますと、この各省の合意と言っても、合意したくても合意できないという部分があるわけなんです。目はものを言っておるけれども、口が物が言えないという部分がある。そういうものはどうするのか、こういう悩みがあるわけなんです。

例えば、今すべてのものに対して、これは確実にやりますよだなんて言って厚生省に言おうものなら、その党、政府の中でやっている中で、恐らく吊し上げにあってしまって、にっちもさっちに行かなくなってしまうと、目的を達しないというものがあるということは、これはあるんです。それまで、今ここで、こういうことを出すんだから、全部のめと言ったら、相手に対して酷だと思うんです。例えば、例の中間とりまとめというのは、はっきりこれは閣議決定に出すそのものではないと、しかし我々の検討の問題として、その中の一部分というものは明らかに約束した、それは直ちにやってもらいたい。それから、もう少し議論するものもあると、それは議論しようということを言っておいたのに、閣議決定をやってくださって、それはそれでありがたいんだけど、しかしそうすると相手省庁から鈴木さんうそを言ったのではないか、閣議決定ではないと言っていたのに、閣議決定にされてしまったのかという文句が出るかと思いきや、あれが閣議決定してもらえてよかったという声も一部あるわけなんです。要するに、そういうふうになってくれば責任取らぬで済むわけです。そこもやはり加味しないといけないと。

霞が関は、常に規制改革に対してアンチの姿勢を取っているのは、これは95、96年の話であって、私は必ずしもそうではないと思う。だから、そういう点から言ったら、やはりみんながおかしいものはおかしいで変えたいと思っているけれども、それぞれの事情があって、そうとは言えないが天の声が出たんだったら、それは天の声だと言って業界説得とか何とか向かえるということあるわけなんです。だから、厚生省はそっくりそのまま全部閣議決定しないというのではない言っておきながら、その項目が全部試案の中に入れてしまっているわけです。そういう点をどうするのかというところが、非常にナーバスな問題としてあると思うんです。それは、そこまでとっつかまえて、どうしてもこう言うんだから、全部OKでいいよと言って私が責任ヘッジを全部向こうにやってしまって、果たしてそれでいくんだろうかということがちょっと心配なんです。やはり世の中にそういうのが、弁護士について言ったときもそうだったんです。法務省は、天の厳かな声だと思って聞いて、それで合意しましたと、賛成ですと言ったんだけど、まさ閣議決定されるとは思

っていませんでしたと言うから、何を言っているんだと言って怒ったこともあるんですけども、そういうところが一番悩ましいところなんです。

○宮内座長 米澤さん、どうぞ。

○米澤委員 今日出ています、鈴木主査がまとめました医療分野のまとめなんていうのは、ちゃんと見ていないで申し上げられないんですけども、一般的に私は今回初めての総合規制改革に出させていただいて感じる事なんでけれども、我々はこの12月なりこの年末までに何か成果としてまとめる、それを国民に見せるということになると思うんですけども、その際閣議決定ということで、読む側から、我々はいろいろな努力をしてきたわけですけども、この1年間、半年かもしれませんけれども、12月まで掛かって何をやってきて、ではどういう結果が得られたのかということを確認なメッセージとして開示すること、あるいは開示される立場から考えますと、いろんなことが、ここまではとか、もうちょっとするどうなんだというような、いろんなことが一つのイシューの中にたくさん書いてあると、特に箇条書きになっていけばまだいいんですけども、日本語の文章になっていて、それはどこからどこまでは修飾さして、どこがコンテキストなんだからよくわからないようなことが非常にあると思うんです。読む側すると、では明確に、先ほど私が申しましたように、結論を先にぼんと書いてくれということと同じことなんですけれども、やはり政府がこれをやると約束したんだということが明確なメッセージとして、この会議の成果として国民に出せる、それがわかりやすい形で出せるということが非常に重要で、それが合意していないことについても、こちらの希望的観測なり、あるいは将来的なものについて、いろいろ一つのイシューの中についていろいろ書いてあると非常にわかりにくいのではないかと。私が読んでいてもわからない。後でいろんな文章の中で、このところはこういうふうに言っていてこうなんですよと、いろいろ解釈の余地が非常に増えてしまって、結局うやむやになってしまうような部分というのがかなり多くあるのではないかという気がいたします。

ですから、別に事務局案のことではないんですけども、やはり合意されたことははっきり、それだけきっちりまとめて提示・開示するというのは、読む方にとって非常にわかりやすいと思います。

先ほど、八田先生がおっしゃられましたけれども、前回夏前に局長なり次官なりが出てきて、一通りやったわけですけども、結局それは教育分野の印象ですけども、非常に抽象的なことを言ってやっていますとか、やっていませんとか、努力していますとかというやり取りになってしまって、実際のその前にやるべき、あるいは今、実際我々がやって

いるであろう現局、あるいは現課のレベルでの交渉というものを、非常にアブサクセスした形でやっているというような形で、高いレベルで言われてしまって、教育の場合もやっていますという、結局はやっていなかったんで、結局その工程表の中に無理やり入れてもらうということを最終的にやったわけで、今回そういうことはないと言いますか、もっとはっきり、合意したことは明確に書いて、これからもっと合意されるべきものというのは、ちょっと時期的には遅れてもいいですから、もっと交渉が進むと思いますから、別な形で出すのはわかりやすいんではないかと思います。一緒に同じ項目のところに混ぜて書かれると、絶対わからないと思います。それが、私の一番思うところです。

○清家委員 私は、基本的には先ほど岡本さんが説明されたとりまとめ案でよろしいかと思いますが、その際にそれぞれのワーキンググループの特性というか、つまりどこまで全体で報告書の書き振りをここで規制するかということについて、ちょっと考えていることを申し上げたいんですが、ちなみに我々のワーキンググループの場合ですと、中間とりまとめのところで、これは議長及び大臣からもできるだけいつまでにやるという期限を明記するような形にしてほしいということで、それが入るような形でかなりぎりぎり詰めた議論をしたわけです。その中で、例えば労働者派遣の部分については、この労働者派遣の見直しに向けて、法施行3年後の見直し規定があるんですが、にもかかわらず今週から調査検討を開始せよということを書いてもらったんですが、例えばそのときに私の記憶ですと、ではどういう職種に拡大するかとか、それから我々は具体的に1年を3年にしてほしいというような希望を議論していたわけですが、そこまで書かれると今週から検討を開始するというふうには約束できないとかいうような議論があって、この中間とりまとめの書き振りのような形になっているわけです。あるいは、もっと変なことを言うと、私は霞が関の用語余り詳しくないんですが、有期労働の派遣については、もう現行の3年から5年まで延長するということまで特定に達して、直ちに検討を着手してほしいというふうに書いてあるわけなんですが、ただそのときに適用範囲を拡大するのではなくて、する等の方向の、この「等」を入れてくれればいいのか言われて、そういうようなところで妥協して、この中間とりまとめをかなり苦労してまとめた記憶があるわけでありまして。

そういう面で、我々のワーキンググループとしては、勿論この中間とりまとめ以外で、十分に議論していない分野について、特に今、専門委員の先生にお願いして、いろいろと調査検討しているわけですが、中間とりまとめでとりあえず厚生労働省と約束した部分については、これを基本的に最終的な閣議決定に持っていくというような考え方で、私はやるべきではないかというふうに思っているわけです。

確かに、八代委員のこのメモにあるように、中間とりまとめは時間的な制約を受けて見切り発車した部分があるわけなんですけど、我々としては非常にさっき言ったような部分で、ちょっと残念な部分もあるんですけども、しかし残念だからと言って、あれは期限が限られたときの約束なので、やはりもう一度こういう約束にしてくださいというようなことは、審議則から入ってもできないでしょうし、それから厚生労働省と我々の場合ですと引き続き議論していく中で、やはり最低限の信頼関係というのは維持していかなければいけないと思っていますので、そういう面で先ほど中間報告の内容を基礎に、それ以外に付け加えていくということを申し上げたわけです。

もう一つ、確かにいろいろ具体的に書き込むことが正しいというのは全くそのとおりで、私もできるだけ細部にわたってこの規制についての内容を書き込むべきだというふうに思っておりますけれども、私どもの人材ワーキンググループの対象としている雇用についての規制については、これはILOの規定によって労使の意見を聴取した上でないと法律をつくってはいけないという条約を日本政府が批准しているために、私はそれが必ずしも労働省の労働政策審議会である必要があるかどうかというのには、議論の余地が相当あると思いますけど、現在の制度では労働政策審議会で議論した上で、規制等あるいは法律等が決まることになっておりますので、労働政策審議会の議論の余地のないような書き方というのはできないわけです。それはそれで、そこでこれから合意を得てくださいという内容を、我々からあらかじめこうしなさいと言ったら、その審議会自体がもたなくなってしまうということで、そういう面ではできるだけ具体的にはするんですけども、我々の分野ですとそういう面で労働政策審議会の最終的な議論の余地を全く縛ってしまうようなところまでは書き込みにくいというような部分があると思います。

ですから、先ほど御説明になったような形で、とりまとめの考え方を統一していくというのは、基本的に私は賛成でありますけれども、今、申し上げたような、例えば我々のグループですとそういうような事情があったりして、恐らくほかのワーキンググループでも扱っておられる対象とか、あるいは相手方の省庁の立法手続等によって、少しずつ差異があると思いますので、その点の多少の違いというのは許容されるということを確認をしていただきたいというふうに思っております。

○宮内座長 森さん、どうぞ。

○森委員 このところ、基本的な問題で政策の転換が行われておりますね、今までできるだけ公益にかかわるとかいう問題は、公益法人でやらなければいけないというようなことを、どんどん民業していくというふうなことも、当然のこととなされつつあって、小泉総

理の発言、正確ではありませんけれども、たしか民業の拡大を通じて持続的な経済成長を行われるような、構造改革を進めると、当然規制改革もその中に入っていると思うんですが、そういうふうなことははっきりおっしゃっているので、例えばこの鈴木さんがお書きになった中に「医療分野における経営の近代化・効率化・経営に関する規制の見直し等」、ここまでだれも反対がないですね。ここに株式会社化を進めると書いてあると、途端に猛烈な抵抗に合うんですね。これが医療がそうですが、教育もそうですね。法務もそうです。その他の都市計画や何かに対する提言とか、提案件等に関してもそうなんですね。株式会社とか営利企業と称されて、これをやると公益性がないか公平性がないかというふうに思い込まれている。その面を、今、大いに改革して、小さな政府にし、運用をもっと拡大していこうという方向になっているんですが、まだ政府、自治体含めて全然その意識の転換が行われてないという状況にあると思うんです。ですから、私はここで合意されないからと言ってすぐあきらめてしまわないで、言う方向が違うんだということをはっきり言うておくべきだということを、何度も繰り返して言っているわけなんです。それが、どういう形ならいいのかということをお教えいただきたいと思うんですが、例えば先ほど地方自治体に対する希望として何とか委員会に言うとか、あるいは都市計画審議会、もっと正確には名前があるんでしょうけれども、このごろ名前がいろいろ変わっていますからわかりませんが、そういう委員会に言えとか、あるいはさっきの税金の問題は税制調査会に言えとか、そういうことがあるならそういうことでいいと思うんですが、堂々と言っておいた方が、私も向こう側の審議会で見ますから、受け取ってやりやすいということは事実なんです。

そう言っているのではないかということ、それなら世の中の趨勢がそうだからいいかなんて、そういう頭のかたい大学の先生でもそうおっしゃる方がいるんですけれども、頭のかたかない先生はいいんですけれども、かたい先生でもそういうことは非常に多いということは事実なんで、ここでは言いたいことはどんどん言った方がいいと、私に関わっているところではそう思います。

とにかく、転換点に来ているんだということがなかなかわかっていただけないし、グローバルに全然違うではないかと、日本特質的過ぎではないかと言っても、意外にそういうことを知らないで、これでうまくやってきたんだと、何が悪いかという人がとても多いです。それが現状です。

○八田委員 今の森委員の御意見に基本的に賛成で、これは先ほど鈴木委員がおっしゃった、合意したものだけ出して、歯抜けのものを出しても、全体像がわからないよとおっし

やったのと、非常に関連していると思うんです。非常にわかりにくいものになると思うんです。それで、結局米澤先生のおっしゃったわかりやすさというものは大切なので、やはり事務局がおっしゃるような最終とりまとめ案というのを一番上に書くと、それも合意したことだけを書くと、そしてその下に、それもひっくるめて全体像がわかるようなものを書くということにしたら、読む方もわかりやすいし、どこが同意したかというのがわかるし、しかも歯抜けではなく全体的ビジョンがわかる。今、森委員がおっしゃったようなこともわかるというものになるのではないかというふうに思います。

○佐々木委員 皆さんのおっしゃっていることに私も賛成なんですが、まずこれを読まれるのがだれかという、総理であるという、重要な読み手としてあるのと、それから国民、メディアを通して一般の人たちが読むということになるんだと思うんですが、そこでポイントとしてまず一般の人が読んだときに、これだけ長い時間を掛けてみんなが考えた結果、これだけ大きなわかりやすい改革が生まれるのかと、ここまで進んだのかということやはり文言で出てこない、一般の国民はすべて文章を隅々まで読んで、考えて、理解するなんていうことはない、私はまとめの書き方としては、総理が読まれるということと一般の国民が読むということをきちっと考えた上で、グランドデザインを長くて10行ぐらできちっとまとめるということと、それからそれぞれの改革内容に関しては、キャッチフレーズが明確で、それは読み手にとってわかる。一般の人が読んでも、何の改革をしようとしているのか、そこでわかるというようなコピーライターのものがあつたらいいと思います。

そこには、ちょっと書き方の中では、キャッチコピーの下には2行ぐらいの、ニュースで言うとリードのセンテンスがあつて、そしてその中で今、話題に出ている許されることだったら、八田先生の取り組むべき内容の①、②、③というようなレベルの違いですね、つまりこの今、キャッチコピーを付けたものは、合意しているグループなのか、それとも方向性は合っているけれども、細かくは決まっていないものなのか、それとも対立しているものなのかというマークが、①、②、③のどれかが付いている、そして背景があつて具体的な内容があるというものが出れば、実際にだれが読んだってどういうレベルでどうなっているのかがわかって、とてもよいと思いますが、やはりごちゃごちゃしてしまっているのは、何が決まったんだか決まっていないんだか、レベルもわからないだけでなく、内容も不明確で、せつかく長い時間のディスカッションがアウトプットとしてはもったいない形になると思うので、是非読み手を考えた明確な書き方ということをやりたい、できればキャッチコピーできちっと抑えていきたいと思つたのと、皆さんが主張されている

ことと一緒に思うんですが、合意されているものも、されていないものも、それを明記した上できちっと文書にしていけたらいいなと思います。

○坂政策統括官 佐々木委員が今おっしゃった前半の部分は、全く私は同感でありますけれども、つまり問題意識というか、何を考えているか、何のために論じているかということを書くと、あるいはキャッチコピーと言うんでしょうか、わかりやすくちゃんと書くということは全くそのとおりだと思います。

あるいは八田先生もおっしゃっていたことで、難点は、これは12月に例えば閣議決定すべきもの、つまりもうちゃんと話がついているもの、あとはついていないものというふうに分けますと、分けるということをした途端に、各省からすると楽になってしまうという問題があるんだと思います。つまり、先ほど岡本審議官も御説明いたしましたけれども、私の感じからすると、極力各省を我々の当会議の考え方の方に引きずり込んで、それを閣議決定まで持って行くという、言わば先ほど私が押し込むというふうに申し上げましたけれども、そういうプロセスというのが非常に実は重要ではないかと思っております。そのプロセスを進めていくためには、ほかの文章でもうあるんだよねと、役人の心理からすると、この規制改革会議のお考えは、単にお考えとして書くという文章があるんだしたら、そっちを書いてくださればいいのではないですかと、そうなるとその担当の役所からすると、その分は閣議で掛かるということはないわけですから、それはもう何をおっしゃっていただいても結構ですよという感じになってしまって、言わば閣議決定すべき部分のそこに盛り込んでいくものが薄くなる可能性があるということ、私は一番心配してまして、さっき鈴木委員が、なかなか難しいんだよねとおっしゃって、あるいは清家委員がおっしゃっていたことで、鈴木委員と清家委員がおっしゃったことはかなり似た事情であるかと思っておりますけれども、各省からしてもなかなかうんとは言いきないけれども、強引にやられてしまったのよねという顔をして、何とか閣議決定まで持って行ってしまえば、それでもいいやというようなものもありますし、それぞれで事情が違ふと思っておりますけれども、例えば厚生労働省にしても、ではこの部分が別の部分で書くからいいよということになってしまうと。

例えば、この前の中間とりまとめのところまでももしそういうふうにやっていたら、行かなかったと思います。ただし、中間とりまとめは中間とりまとめで、更に精査をして、あるいは付け加えるものは付け加えて、閣議決定をするというふうに言ってありましたから、彼らもその途中でまだこれから意見を言おうと思っていたわけです。したがって、完全な閣議決定というふうには理解はしていなかったと思いますけれども、今回は中間ではあり

ませんので、閣議決定まで持って行くと、つまり規制改革会議の御意見が、そのまま政府の施策になる、その部分を少しでも増やすということが重要ではないか、それで先ほど私どもの岡本君が御説明した中でも、将来まだこれから先も続くわけですから、2月か3月ごろに残っている問題、あるいは将来こうしたいと思っている問題、まだいろいろ重要な問題が残るんだろうと思います。そういうことについて、お考えを出していただくというのが合理的ではないかというふうに私どもは思っております。

もう一つですけれども、合意した事項、合意した事項というのは合意するまでに相当ブレッシャーを掛けて合意をする中身を増やすわけですけれども、それを書いて、何を考えているのかわからないということはないと思います。さっき佐々木委員がおっしゃったように、何を考えているんだということをお書きいただくということが当然予定されているわけで、後は文章が、例えば普通の人を読んでわかるのか、わからないのかとか、ただ他方わかりやすい文章というのは、例えば閣議で決定する以上は、余り多義的だと困る、あるいは合意なりをさせておくということもときどきありますけれども、通常ははっきりしないと困るということがありまして、そうすると今度は世間様にわかりにくい、そこは文章を書く技術としてなかなか難しいところはあるかと思えます。

以上でございます。

○鈴木委員 ポイントになるのは、どういう書き方でもいいし、わかりやすければそれでいいんだけど、従来ですと何々すべきであるというところにポイントがあるだけのことであって、その前の講釈というはお互い様であれしておるから、両方の意見が、こういうふうな意見もあり、こういうふうな意見もあるけれども、こうすべきであると、ここで合意しておって、そのこうすべきであるというところだけは3か年計画の中に、そのままそっくりぼんと入り込むというお互い様、そういうアンダスタンディングでやってきておるわけなんです。

だから、それは意見の一致の場合ですけれども、その前段のところのいろんな意見があるとか何とかというのは、それは時と事情と場合とケースによるけれども、それは一つの講釈とか説明の部分なんだから、そんなにそこでもめたということは余りないというのがあれなので、だから何々すべきであるで統一して、それを合意事項というふうにするのか、1、2、3、合意事項は以下のとおりである。1、2、3、それで状況を説明すると書くのか、それは書き方の問題だから、私らの書いたものに対して修文しろと言うんだったら、それは即日にもできる話ですけれども、それは統一してもらえればいいだけの話だと思いますが、そこだと思います。だから、余り全部の文章について多少の不満があるけれど

もとか、あるいはそのこのところまで一言入れておいてよと言うんだから、それはそれで入れてあげればいい話であって、結論はいつまでに何をやれという部分なんですからね。

○村山委員 今の議論を聞いていて思ったんですけれども、多分最終的に結果はインテリメンテーションであって、確かに言いたいことは言えればいいというのは、私もそう思うんですけれども、最終的にただの意見ペーパーみたいになってしまっていて、変えられないという形になってしまっていると、逆に今まで何をしてきたかわからないということもあるのであって、多分今この時点で合意に至るもの至らないものというのも勿論、その取り扱いについて話しをするのは、確かに正しい時期だと思いますけれども、それだけではなくて、ただの御意見ペーパーで終わってしまっていて、結局インテリメンテーションされなければ逆に無駄ですので、今の時期の力の使い方としては、どうやったら抵抗の強い省庁のこの部分に関して引きずり込めるのか、坂さんに出てきてもらうのか、宮内さんに御協力を仰ぐのか、石原さんに御協力を仰ぐのか、そういう作成を考える時期でもあるんじゃないか。

逆に、今もし合意に至れなかったらこうしようというようなことを決めてしまうと、それが絶対省庁にも漏れて、ではいいやみたいな話になってしまう。ちょっとその懸念があると思います。だから、委員としては私も言いたいことはいっぱいあるんで、すごい言葉があれですけれども、ぶっち切りみたいな形のペーパーを書くというのも一つの手だと思いますけれども、ではそれで変わるのかということも考えなければいけないんじゃないかと思いました。

○八代委員 ちょっと誤解があるのは、何もぶっち切りペーパーなんて書かないんですね、鈴木さんが繰り返し言っておられることは、合意できることと合意できないことは本当は紙一重なんです。今、合意できなくたって、半年後には合意できるかもしれない、そういうものの積み重ねが、これまでの規制改革のものであって、本当にその時点で合意できるものしか書かなかったら、先ほどの鈴木さんのペーパーは3分の1になってしまうと思います。ですから、坂さんのおっしゃることももつともですけれども、私は別に各省庁の行動はそんなに、どっちにしても変わらない、書けることは書ける、書けないことは書けないわけで、そこはやはり一緒にやらなければいけない。

2、3月ごろに、この会議が何を出そうが、黙殺されるだけであります。やはり、閣議決定と一緒にできることとできないことを書く、明確に各省庁と合意したこととそうでないことを、すべきであると書くか考えよと書くか、あるいは星を付けようか、何でも構いませんが、とにかくやはり規制改革会議の考え方は、決定できることと一緒に書かなければインパクトはないと思います。

記者会見の仕方なのですが、今日の会議はかなり注目されていると思いますけれども、事務局にお聞きしたいのは、この事務局のペーパーを、この会議はこれで決まりましたという形で記者会見されるのでしょうか、もしそうであれば私の反対意見もきちっと一緒に公表していただきたい思います。

以上です。

○岡本審議官 私どもはまさに議論の素材として提供しておりますので、またかつ議長とも御相談させていただきましたけれども、基本的にこういう紙を公表する気はございません。

○渡辺大臣政務官 大変委員の皆さん方の御意見、多種多様だというふうに思いますが、是非とも御理解いただきたいのは、少なくとも総理提言という形で提出するわけでございます。そういった中で、小泉総理がその提言書をいただいて、やはり実施するということが大変重要なポイントだと思います。そういった中で、提言書を全部入れた中で、確かに意見の違いがあるということも含めて、この提言書を出すということになりますと、少なくともある程度、政府としてその部分は黙殺できないという立場になります。皆さん方が出された提言書でございます。そう考えますと、やはり基本的には総理において実施できるもの、各省において実施できるものを提言していただいた方が、私としては一つの成果として形として見えるのではないかというふうに思うんです。

そしてまた、今回限りでないということはどうしても御理解いただきたいんですけれども、この規制改革会議というのは、やはり常にずっと続いていく内容だというふうに思っております。そういった中で、更にこういった規制改革の問題について審議していく場であるわけですから、その際に皆さん方にまた御議論した内容を出していただくことも、これ大事なことだというふうに思っております。

したがって、大変意見が分かれていますけれども、この事務局案、八代先生の案について、基本的に1、2、3に分けておりませんが、先生は1つまとめて提出しようということでもありますけれども、若干例えば時間がずれていっても、内容的には同じではないんですか、違いますか。全然違いますか。

○八代委員 要するに、インパクトを持たないと思うんです。それは私の意見ですけれども。

○渡辺大臣政務官 インパクトの問題ということでございますか。少なくとも規制改革会議としては継続性はあるわけでございますね。これは、私としては今回のとりまとめについての基本的な考え方、役所の皆さん方が書いたペーパーを私が援護するというような形

になってしまうかもしれませんが、実際に受けた総理として、実際に改革するという姿勢を示すことが大変重要だと思うんです。一度出した以上は、これはやっていかなければならない大変重要な問題だというふうに思っておりますので、そういった点も是非とも御理解いただきたいなというふうに思っております。

○八田委員　ちょっと視点を変えまして、坂さんはお役所のプロ中のプロでいらっしゃるから、こういうふうに分けたらほかの官庁はもう言うこと聞かなくなるよと、本当にそうかもしれないけれども、どうも私のような素人では、もともとがやる気がない場合はやらないだろうという気がどうしてもするんです。結局、その場合いろいろ理屈が立つ議論に対して、やはりこれはせざるを得ないだろうと思っていただくのは、この間の中間とりまとめの前にあったような、大臣が局長と我々を呼んで話を聞くと、そのプロセスが私は必要だと思うんです。しかし、あれはもうなくなったわけですか。それが1つです。

それから、もう一つ、それが必ず必要というか、それが一番いいと思うんですが、それが無い場合にはこういうことだと思うんです。やはり、ワーキンググループでの議事も含めて、基本的に我々がこれを公開してくださいと言ったら、議事録を名前入りで全文公開する、勿論お役所の方にも筆を入れていただいてもいいですから、そしていかに議論が弱い議論であるかということも情報公開する。そして、そんな恥ずかしい議論ではとてもじゃないけれども、後でサステイナブルすることはできない。そういう状況にするということが、セカンドベストだと思うんです。その2つがなかったら、役所側としてはここに書いてくれるか書いてくれないかなんていうことでは、何のインセンティブもないというふうに私は思っています。

○坂政策統括官　最初の方の御提言ですけれども、ケースによっては、例えば大臣が直接関与することがふさわしいと、あり得るのは例えば大臣同士でやってもらうというものもあるかもしれませんが、あるいは石原大臣が参加して、相手の役所の次官級とか局長級とか、そういうのが出てきて、それで委員の先生方と議論をするというのもあり得るでしょうし、そういうのはケース・バイ・ケースだろうと思います。そういう必要があれば、そういうものを排除する必要は全然ないと思います。

それから、実際の感覚で申しますと、例えばさっき鈴木委員がおっしゃっていましたが、厚生労働省の特に厚生の方の部分が、医療に関して言えば、私の理解は数年前と今とでは、やはり彼らの感覚が大分違っていると思います。今の厚生労働省が考えているのは、実は鈴木委員なんかのお考えにかなり近いんだと思うんです。そういう意味では、やる気があると思います。ただ、さっき鈴木委員がおっしゃったように、なかなか彼らも立場とかい

ろんなものがある、はいはいとなかなか言いにくいというようなケースもありますし、あるいは余りやる気がなくて、また本来理屈にならない理屈で何か頑張っているケースもあります。そういうときに、例えば、これは議事録に載せてもらおうとまずいんですけれども、私がこの間改革工程表に何を載せるかという話をやっていたけれども、ああいうときなんかは、まさに八田委員がおっしゃったように、あたなのところの大臣が総理の前でちゃんと理屈言って、これは絶対私反対ですと首をかけて言えるというわけですね。それは、今おっしゃった外に向かって言えるというのと非常に似ているわけですが、そういったようなプレッシャーというのも当然やりつつ合意に持っていくという、その辺のプロセスが実は大切なんではないかと私は思っています。

○宮内座長 時間も随分経ってしましまして、かなり意見が分かれている感じもいたしますが、これはまとめはできないということでございます。思い起こしますと、この重点6分野という非常に制度的な分野に初めて中間とりまとめというところに、極めて短期間にあそこまでいったと、そして通常のその他分野にも今、作業が移っているということで、古くからおる人間としましては、やはり2年分を1度にやっているかなという感じもいたします。そして、この会議として初めてのとりまとめでございます。そういう意味で、このとりまとめ方は非常に重要だと思いますが、いかがでしょうか、総理に対して答申し、これを尊重してもらおうという以上は、ぎりぎりまとまったものを、これをお願いしますと、これを政府でやってほしいというふうにお渡しするという形を取って、そうしたらその他のものがたくさんあるではないかと、我々の思いがいっぱいあるのをどうするかということですが、これはまさにその部分について放っておくのではなくて、来年度以降2年目の作業で丸1年遅れでやるのかということではなく、できるだけ早い機会に我々の思いを、こういう政治情勢で、構造改革内閣であるということが継続するとすれば、この2月、3月という事務局の案で公表するということは、全く無力であるということはないのではないかと、これをある意味では次の活動のきっかけにできるような形で公表するということも、知恵を絞ってインパクトのある公表の仕方をするということも、これは前身の委員会ではやってことなかったんですけれども、そういうことも考えられるのではないかという気もいたします。

右と左と意見が分かれてしまっておりますので、私としましてはまとめないといけないという立場から言いますと、この際は事務局の意見に近い形で、なおかつこれからまだ時間がございますから、ぎりぎりのものを、できるだけ御努力いただくと、その中でもう一步というようなことがあれば、事と次第によればそれを政治課題として持ち出してやれる

ということもできなくはない、9日にどんなミーティングになるのかわかりませんが、そういう控えも含めまして、何かさらなる追い風を利用するということを含めまして、ぎりぎりのところまで思い切って詰めていただくという作業をお願いするという形では、いかがでございましょうか。

御反対の方おられると思いますけれども、決してこれはいいかげんなどころでおさめようというような気は、私自身は全く持っておりませんし、思いは同じでございましてけれども、まとめ方としては一つの方法しかございませんので、そういう形でまげて御了承いただければ、しかも続くんだと、そして今年をよくやっているとは思いますが、更に続けていくための勢いということも必要だと思いますので、できるだけその勢いを次に持ち越せるような形で合意をつくっていただくをお願いできればという気がするんでございましてけれども、いかがでございましょうか。

○高原委員 議長の発言に、結論的に賛成をしたいと思います。その理由については、95年からずっと、もっとも長く責任者の立場に立って、皆さん委員全員がお考えになりますように、目的は一つで、いかに国民によりベターな規制改革をするか、その手段、方法の中でいろいろな考え方が、時期的にもこの時期に追い込むべきか、あるいは今、議長からもお話しがあったように、更に1年と入れば引き続いてやるというふうなことも、当然論議の中に十分なされたと思いますので、私は今の段階では議長の決断に賛成するのがベターだというふうに思います。

以上です。

○宮内座長 ありがとうございます。私も、一委員でございましたら、八田委員と同じ意見を恐らく言っていたんではないかと思う方なんですけれども、どうぞ。

○鈴木委員 そんなにナーバスになって心配する必要もな問題だというふうに私は思います。まず、議長が言われるように、最大限時間が決められていて、時間というのは面白いもので、解決するもんなんです。何月何日までと言ったら、要するにばたばたと落ちるのはその1週間ぐらい前しか落ちないです。それまで反対しておるけれども。しかし、どうしてもというところで落ちるときしか落ちないということが一つということと、それからその問題も表現の仕方だという感じがします。要するに、こういう思い込みがあるということに対して、よく検討するだなんていうのはそのためにある便利な用語であって、あるいは当会議において引き続きこの問題については議論をするものとするなんていうことやったケースは、私は余りありません、みんな落としてしまったから、ということなんですけれども、ということもあって、これだけでは歯抜けになってしまう、これだけでは意味が

わからないというのは、そういう手法も使われて、極力それを少なくすると、そういうのがたくさんあるものは迫力ありませんからね、そういうことでやっていって、あとは表現の仕方だと思います。1年で、何もかも全部きれいに片付けてしまえというのは無理だと私は思いますから、最大限の努力は当然の前提として、落とすものは落とす、それから落ちる時間は1週間ぐらい前なんだから、そののところまでは対峙してしまいますよ、けど最後はいいところで決まるというのが今年の成果だと、あとは表現だというふうには思えますので、参考までに。

○宮内座長　そういうことで、よろしゅうございましょうか、いずれにしましてもまだまとめる作業も1歩でも2歩でも前へ進めていただきたいというふうに思います。また、当会議全体で力仕事になる場合は、是非御一緒にいろんな動きもできるんじゃないかということで、ポイントのところは是非一緒にやるということをお願いしたいと思います。

そういうことで、今日の資料以外のペーパーにつきましては、外部に出さないということで御了承賜りたいというふうに思います。

医療分野につきましては、最初に申し上げましたように、厚生労働省の動きに合わせて諮らせていただくということを御了解いただきたいと思います。

あと事務局から何かございますでしょうか。

○吉原室長　日程等は先回御紹介したとおりでございます。繰り返しになりますけれども、医療関係の案文は恐縮でございますが回収させていただきます。

○宮内座長　それでは、随分時間が過ぎましたけれども、本当に長い間ありがとうございました。以上を持ちまして、本日は終わらせていただきます。